

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

令和3年度の包括外部監査の結果に基づいて講じた措置については、以下のとおりです。

【知事部局】

(単位：件)

特定の事件（テーマ）	監査結果		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	措置済で ないもの A-B-C
	A				
岐阜県の県有文化施設に 関する事業及び県営都市 公園に関する事業	指 摘	268	223	17	28
	意 見	171	137	11	23

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置状況
【テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業】

指摘 …違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの

意見 …違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

改善報告 …監査期間中に、自主的にあるいは監査の過程を経て改善を実施している場合

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
73	指摘	第2章 岐阜県の県有文化施設 第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	収蔵しようとしている作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聴くためには、一定期間の審議が必要であるが、委員会の開催時間の中には、各候補作品をその設置場所に移動しながら確認する時間も含まれており、限られた時間の中で、充分な検討を経た意見を得ることができているのか疑問である。 十分な検討を経た意見を得るために、開催頻度や時間を増やすことを検討すべきである。	措置済	令和4年度	資料の事前送付や作品審議時間の十分な確保等、確実かつ効率的に開催できる方法にて開催した。	美術館
74	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	収集委員会での議論を、正確に確認し、検証するためにも、議事要旨ではなく、議事録を作成すべきである。	措置済	令和4年度	今後は議事要旨だけでなく、議事録を作成することとした。	美術館
79	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	今後も岐阜県美術館美術品取得基金を存続させ、有効に活用するためには、収集方針に沿った作品の中でも具体的に対象を絞って、美術品を購入すべきである。基金で取得した品について貢戻しをして、基金において減少した現金を戻すことができるよう、貢戻しの計画を立てるべきである。	今後対応		美術館・文化伝承課で貢戻し計画を策定の上、継続的に財政課への予算要求を行う。また、計画的な美術品購入を進めていく。	美術館
					今後対応			文化伝承課
79	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	【美術品等の購入】 貢戻しができず、基金における現金が減少したままであるならば、再度、基金を廃止することを検討すべきである。	措置済	令和4年度	収集事業の継続のため、基金の存続は必要であり、貢戻し計画に基づいて継続的に予算を要求する等、改善に努めることとした。	美術館
					措置済	令和4年度		文化伝承課
82	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	収蔵の適否を適正に判断するため、維持費及び保存費用の概算を算出し、委員の質問を待つことなく、あらかじめ、資料として示し、収集委員会の議事録に、その旨記録すべきである。	措置済	令和4年度	維持費等については、収集委員会で説明の上、議事録に記録することとした。	美術館
82	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	美術館のコレクションを洗練化する必要があり、また収蔵にも限界があることから、①展示その他の条件整備が必要な美術品で、その場所等が確保できないもの、②維持管理等のために多額の費用を要する美術品、③寸法や重さ、維持の方法等で展示及び保存が難しい美術作品などは原則受納しないなど、基準を設け、寄贈の承認は厳格に行うことが望ましい。	措置済	令和4年度	収蔵状況や活用の可能性を見据えながら、慎重に寄贈申し込みを受け付けることとした。 なお、基準については、従来から購入と同様の取り扱いとしている。	美術館
82	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	将来、譲渡を含む処分を予定していない寄贈品であっても、保管スペースや維持費用の関係で、美術品等を維持できなくなるおそれがある。その場合は、譲渡を含む処分を検討せざるを得ない。譲渡を含む処分や保存の条件等について、寄贈者との間で決めておくことが望ましい。	今後対応		他館の状況を確認の上、検討する。	美術館
86	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	安藤氏に対して報告を行った事実を跡付けるため、報告の日時、場所及び報告の概要の記録を残すべきである。	措置済	令和4年度	今後は報告の概要の記録を残すこととした。	美術館
86	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	購入した美術品や書籍の一覧表を作成する場合、作品名、購入年月日、購入金額といった情報の他、購入先も重要な情報の1つである。購入先を調べることができる書類は保管されているものの、一覧表の網羅性を高める観点から、購入先を一覧表への記載事項に含めるべきである。	措置済	令和4年度	個人情報に留意した上で、可能な限り一覧表に記載することとした。	美術館
87	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	収蔵の適否を適正に判断するため、寄託作品の維持費及び保存費用の概算を算出し、委員の質問を待つことなく、あらかじめ判断材料として示し、収集委員会の議事録に、その旨記録すべきである。	措置済	令和4年度	維持費等については、収集委員会で説明の上、議事録に記録することとした。	美術館
88	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	貸出期間が30日を超えるのであれば、「知事が特に必要があると認めるとき」の要件を満たしていることを記録上、明確にすべきである。	実施中		30日を超える美術館相当施設への公に資する展覧会等、収蔵品を活用した貸出と認める場合 貸出期間は、文化庁が定める「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を参考に、作品保護、他の利用を考慮し都度定めることとする。 また、「重要かつ脆弱な美術品およびその分野」の借用にあたる現在準備中のルドン・芳翠展でも、皇居三の丸、群馬近美、アーティゾン、上原、大山崎等、いずれからも最も厳しい貸出条件での借用となっている。	美術館
88	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	「30日以内」の基準は現代に合わなくなっていると思われる。規程の合理性を確認し、貸出期間の見直しを検討することが望ましい。	措置済	令和6年度		美術館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
89	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	貸出先の私企業では、その企業のギャラリーに作品が展示された。地域に根差したギャラリーで、公益性も認められ、貸出しを認めるとの判断は理解できなくはないが、貸出先として認められる「博物館法に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの」に基づく美術館に該当するかは疑問である。 基準を見直し、改定について検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	「岐阜県美術館管理規則」を遵守して貸出の対応をすることとした。	美術館
89	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	県美術館の収集方針に適う作品であるからこそ、県美術館に、寄贈を受けたはずであり、まずは図書館からの引上げを検討すべきである。	措置済	令和5年度	現状、美術館内での設置は困難であるため、図書館に貸し出しという形で設置している。美術館の増築の計画がない中で返却時期の設定は出来ない。 また、寄贈者の意向もあり、岐阜県美術館が手放すことは出来ない。 よって、同じ県有施設であり隣接している図書館にて展示する状態でもって設置し、定期的に当館学芸員が状態を確認することが現状において唯一対応可能な方法であることから、双方による覚書を作成した。	美術館
89	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	仮に、展示スペースの確保が出来ない場合、図書館と、本彫刻に関する管理換えの協議を進めるのが望ましい。	措置済	令和5年度	現状、美術館内での設置は困難であるため、図書館に貸し出しという形で設置している。美術館の増築の計画がない中で返却時期の設定は出来ない。 また、寄贈者の意向もあり、岐阜県美術館が手放すことは出来ない。 よって、同じ県有施設であり隣接している図書館にて展示する状態でもって設置し、定期的に当館学芸員が状態を確認することが現状において唯一対応可能な方法であることから、双方による覚書を作成した。	美術館
90	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	有償で貸出する場合(「博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合」)について、検討し、管理規則等に記載することが望ましい。貸出をすべて有償とすると、借入の際、有償となり、かえって事業費が嵩む恐れがあるため、有償で借入する施設に対して有償で貸出することが考えられる。	今後対応		関係課と協議の上、他館の状況を確認しながら検討する。	美術館
91	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	美術品が、どのような来歴を持つかが重視されるようになっている。一朝一夕にできるこではないが、来歴を核としたコレクション情報の強化を意識した情報管理を進めるべきである。この点、独立行政法人国立美術館では、作品詳細のほか、「来歴」「文献」「展覧会歴」を情報項目に加え、HP上でも公開している。	措置済	令和5年度	個人情報保護の問題ならびに当館同等の規模、職員構成の公立美術館を比較対象として検討した結果、公式WEB所蔵品検索システムに記載情報の現状を継続する。	美術館
91	指摘	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	エクセルを利用するなどして、出展の頻度等の作品の情報を一覧できるようにして、利用していない作品、頻度の低い作品の有効活用を検討すべきである。	今後対応		他館の状況を確認の上、有効活用の方法を含め、一層の活用について検討する。	美術館
91	意見	第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	国際博物館会議(ICOM→倫理規定「収蔵品の除去」)も美術館長協会(AAMD)もアメリカ博物館同盟(AAM)も、作品売却は、別の作品を購入する目的に限定するべきであるとしているものの、作品売却を否定していない。 また、アメリカ博物館同盟(American Alliance of Museums)では、collection management policyの策定を推奨しており、一般的な要素として、処分(Deaccessioning/Disposal)の項目を上げている。これによれば、処分は、美術館のコレクションを洗練化(refine)するための手段でもあるとのことである。 作品及び資料を適切に管理するためコレクション・マネジメント・ポリシーの策定することが望ましい。コレクションの処分は、美術館の使命を推進するためのみに行われる事を確認し、処分の具体的な基準、意思決定のプロセス、手順、収益の使途を明確にすることが望ましい。	措置済	令和5年度	当館も所属し、日本国内の美術館が組織する「全国美術館会議」による声明「美術館の原則と美術関係者の行動指針」に則ることとする。	美術館
94	意見	第1 岐阜県美術館	4 事業	他館や他施設との連携により、規模が大きくなると展示作品が充実するのはもちろんのこと、経費負担が下がる、図録の発注数が増え単価が下がるなどの経済的なメリットがある。 また、学芸員が、他の館の学芸員と接することにより人脈ができ、ノウハウを教え合えるし、互いに刺激となり切磋琢磨など人材育成にもつながる。 充実した所蔵品を有するメリットを活かし、1人の作家の作品について、共同開催を継続的に行うなど、他館、他施設との継続的な連携関係の構築について、検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	他館との連携を一層深めると共に、共同企画を継続的に実施する。	美術館
95	指摘	第1 岐阜県美術館	4 事業	所蔵品展及び企画展をより充実させかつ効率的に行うため、事後評価を行い、入場者数増加のための具体的方策を検討すべきである。	措置済	令和5年度	アンケートの実施及び報告書作成等を行っている。	美術館
96	指摘	第1 岐阜県美術館	5 施設の管理	平成7年8月から令和3年までに支払った賃料総額は、1億2900万円以上となる。稼働率など稼働状況を確認し、費用対効果の観点から、必要な駐車場か否かを判断すべきである。また、必要であれば、必要とする期間を考慮したうえで、当該土地、その他の近隣地の購入を検討すべきである。	今後対応		イベント時は来館者駐車場として不可欠であり、日常的にも職員駐車場として活用中。また、美術品の搬出入時の大型車両の駐車場としても利用しており、他の県有駐車場では代替できない。 当該土地、その他の近隣地の購入等については、関係課と協議する。	美術館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
96	指摘	第1 岐阜県美術館	5 施設の管理	センターが、美術館の1室を団体の行事のために占有・使用しているのであれば、他の団体の使用と同様に、行政財産の使用許可(目的外使用許可)を申請させ、使用期間中の使用料を免除する内容で許可する必要がある。 センターによる部屋の独占使用についての位置づけを美術館と管財課で協議し、行政財産の目的外使用許可等の必要な手続を検討すべきである。	措置済	令和5年度	センターによる部屋の独占使用とならないよう、事業の実施方法及び部屋の使用方法を見直した。	美術館
97	意見	第1 岐阜県美術館	5 施設の管理	個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規定を作成することが望ましい。	措置済	令和4年度	【改善報告】	美術館
97	指摘	第1 岐阜県美術館	5 施設の管理	拾得品から遺失物の交付を受けた場合、法の定めに従い、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する旨マニュアルを改正すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	美術館
98	指摘	第1 岐阜県美術館	6 債権・契約	美術館の改修等工事において、厳密な施工監理が求められることは理解できるが、他の公立美術館の改修工事において、一般競争入札が行われていることからすれば、緻密な	今後対応		関係課と協議の上、適正な契約方法を検討する。	美術館
99	指摘	第1 岐阜県美術館	6 債権・契約	著作権(人格権)の及ぶ範囲や内容は、その改修工事の可否や進行に影響を与える重要事項である。 その著作権及び著作者人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを同建物管理上常用に供するもの(常用文書)と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保管すべきである。	今後対応			文化伝承課
100	指摘	第1 岐阜県美術館	6 債権・契約	図録の印刷発注の会計が別であったとしても、図録の著作権が県に帰属している以上、許諾の根拠や条件等の取決めが必要である。後援会との間の権利関係を明確にし、その内容を文書化すべきである。	今後対応		関係課と協議の上、検討する。	美術館
101	指摘	第1 岐阜県美術館	6 債権・契約	行政財産の目的外使用許可にかかる使用料(地方自治法第225条。非強制徴収公債権)について、督促をした後相当の期間(1年程度)を経過していると考えられるため、提訴等の措置を執るか検討すべきである。	措置済	令和6年度	不納欠損とした。	美術館
101	指摘	第1 岐阜県美術館	7 職員の管理	「職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすること」、「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」など時間外勤務命令の要件を満たしているのかを確認した上で、時間外勤務命令をすべきである。時間外勤務命令がない状態で時間外勤務をさせることは、労働管理として問題である。	措置済	令和4年度	業務の改善、効率化によって時間外勤務を縮減することを基本としつつ、時間外勤務の必要があれば、適正な時間外勤務命令を行うこととした。	美術館
102	指摘	第1 岐阜県美術館	7 職員の管理	職員が相互に、従事している業務内容や予定を把握することは、円滑な業務遂行に資するし、管理者が職員間に業務量の偏りが生じないよう配慮する目安となる。全員の作業工程表を作成し、誰が何をしているか共有化して、適切な労務管理を行うべきである。	措置済	令和4年度	Outlook予定表等を活用するとともに、朝礼により業務の進捗状況を共有する等、適正な労務管理に努めることを徹底した。	美術館
102	意見	第1 岐阜県美術館	7 職員の管理	適正な労務管理を行うべく、時間外勤務縮減を取組事項に入れることが望ましい。この点、「岐阜県職員倫理憲章 図書館実行計画」には、「管理職員による組織のマネジメントを強化し、職員に時間管理の重要性を徹底するとともに、職員における仕事量の均一化や事務の効率化の促進等により、時間外勤務の縮減に努めます。」と規定しており、参考になる。	措置済	令和4年度	令和4年度の「岐阜県職員倫理憲章 美術館実行計画」の取組事項に位置付けた。	美術館
102	意見	第1 岐阜県美術館	7 職員の管理	美術館の内部統制において、時間外勤務縮減、全員の作業工程表を作成・共有などについて、「独自項目」を定めることが望ましい。	措置済	令和4年度	令和4年度の内部統制実施マニュアルの独自項目に定めた。	美術館
103	意見	第1 岐阜県美術館	8 情報公開	県美術館は、博物館法第10条の登録施設として、地域住民等との相互理解を深め、連携及び協力を推進する必要がある。 協議会は、博物館の運営に関し協議する場であり、広く県民に傍聴の機会を保障するため、その開催日時等が決定し次第、ホームページなどで告知することが望ましい。	措置済	令和4年度	非公開となる内容が含まれるため積極的な告知はしないが、今後も地域住民等との相互理解を深め、連携及び協力の推進に努める。	美術館
103	指摘	第1 岐阜県美術館	8 情報公開	美術館の関連法令等について、適時、更新すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	美術館
104	意見	第1 岐阜県美術館	8 情報公開	美術を中心とした文化の価値を承継・発展させるためには、研究の成果や資料を広く共有することが必要であり、広く研究の成果や資料をHP上で閲覧できる様にするのが望ましい。また、年報も3年度分に限定せず、全ての年度分を閲覧できるようにするのが望ましい。 なお、愛知県美術館のHPは、1992年度から2019年度の年報が掲載され、閲覧できるようになっている。	措置済	令和5年度	現在、H28～R3の年報をHP上に掲載済である。過去の年報については、権利関係の確認及びPDF等へのデータ化を行わなければならないため困難である。今後作成する際にはHPへの掲載を行う。 なお、年報については、製本したものを岐阜県図書館や国立国会図書館でも配架されているので、それらの閲覧が可能である。	美術館
104	意見	第1 岐阜県美術館	9 美術館の運営	岐阜県における施設間の連携を図ること、他施設に異動して美術館に戻ることによって美術館以外の施設における視点が得られる可能性があること、職場内において特定の	措置済	令和5年度	関係課と協議の上、検討する。 (令和4年度は学芸員1名の人事異動あり)	美術館 文化伝承課
105	指摘	第1 岐阜県美術館	9 美術館の運営	毎年、全体的・個別の事業計画に対する達成度・課題等に関する評価をすべきである。	今後対応		全体的な事業計画の策定を検討する。	美術館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
105	意見	第1 岐阜県美術館	9 美術館の運営	陶磁器について、県美術館と現代陶芸美術館との双方で実施するよりも、現代陶芸美術館が全て担当するなど、両施設の役割分担について、明確にすることが望ましい。	措置済	令和4年度	美術館では郷土作品を中心に、現代陶芸美術館では産業作品も含めた世界の陶磁器を広く収集するという形で役割分担されている。当館においては企画展示において、その他の作品との関係性などもあり、陶磁器についても展示が必要な場合が多い。 また、寄贈品については、寄贈者の意向によるところも大きい。 今後、陶磁器の収集や陶磁器を含む展示を行う場合は、引き続き現代陶芸美術館と事前に調整を行うことを両者間で確認した。	美術館
					措置済	令和4年度	現代陶芸美術館では産業陶磁も含めた世界の陶磁器を広く収集する、美術館では郷土作家の工芸を中心に収集する、との役割分担を両者間で確認した。また、美術館では、他の分野の作品との関係性も含めて展示していることから、陶磁器だけを分離することは難しい。さらに、寄贈作品についての寄贈先は、それぞれ寄贈者の意向によるところが大きい。以上を踏まえ、今後、陶磁器の収集や陶磁器を含む企画展示を行う場合は、引き続き美術館が事前に調整を行うことを要請した。	現代陶芸美術館
106	指摘	第1 岐阜県美術館	9 美術館の運営	県美術館には、基金の買戻しが順調に行われていない、収納場所が不足している、人事異動が少ない等、即時に対応することが困難な問題を、長期的視点を持って解決する必要がある。 資源を有効に活用するためには、その目標となる基本計画が必要である。中長期的な視点から、県美術館の全体的な事業計画を作成すべきである。	今後対応		全体的な事業計画の策定を検討する。	美術館
114	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	3 指定管理者との経費分担	経費負担の割合に関する計算に当たり、指定管理者の自主事業スペースを共有部分とするのは合理的と思われない。岐阜県現代陶芸美術館管理委託に関する協定書別紙2の面積比を見直すべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者と協議を行い、協定書別紙2の面積を見直し、令和4年4月1日付けで協定書の変更を行った。	現代陶芸美術館
115	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	3 指定管理者との経費分担	現代陶芸美術館の管理経費の契約主体は指定管理者であるため、現代陶芸美術館の経費負担は、セラミックパークMINOの指定管理者を信頼したものとなっており、経費削減努力が働きにくい。現状の制度が機能していないのであれば、経費の削減額の一定割合を指定管理者に還元するなど別の制度設計を検討すべきである。	措置済	令和4年度	制度設計については、指定管理者が主体となり検討することを確認した。なお、経費削減について、指定管理者との意見交換会等において、協議を行う体制を整えた。	現代陶芸美術館
					措置済	令和6年度	余剰金が発生した際には、指定管理者の経費削減努力を促す制度設計となっている。また、余剰金の発生のためには、収益改善や経費削減に向けた努力が不可欠となる。したがって、現状において、余剰金の発生の有無に関わらず、経費削減努力が働く制度となっていることから、検討の結果、余剰金が発生しないことを前提とした別の制度設計までは必要ないと判断する。	地域産業課
116	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	収集委員会において、価格の審査を実施し、議事録に残すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年1月15日の収集委員会において、価格についても意見をいただき、議事録に記載した。	現代陶芸美術館
117	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	県が、限られた予算の範囲内で陶磁器を収集する場合、美術館と現代陶芸美術館の両館で相互に貸出が容易であることから、収集品が重複しないよう十分調整すべきである。また、陶磁器を収集する場合、収集委員会には、自館の収蔵状況だけではなく、両館の収蔵状況を提供したうえで意見を求めるべきである。	措置済	令和4年度	陶磁器作品の収集については両館の収集品が重複しないよう今後も十分に情報交換することとし、特に収集委員会ではそれぞれの収蔵状況を資料等で提供し、意見を求めることすることを両館で確認した。また相互の貸出しについても必要に応じて積極的に行うことお互いに了解した。	現代陶芸美術館
					措置済	令和4年度	陶磁器の収集を行う場合は、予め、現代陶芸美術館と情報共有するとともに、収集委員会で現代陶芸美術館の所蔵状況についても提供を行うこととした。	美術館
118	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	安藤氏に対して報告を行った事実を跡付けるため、報告の日時、場所及び報告の概要の記録を残すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年1月15日の収集委員会後、安藤氏に対して報告を行い、その概要について記録を作成した。	現代陶芸美術館
119	意見	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	国際陶磁器フェスティバル実行委員会からの寄贈作品は、同フェスティバル期間中に、セラミックパークMINOという同じ施設内で展示されていた物であるから、新収蔵作品として公開する必要性に乏しいように思われる。また、収蔵庫のスペースを増やしても、いつかは限界を迎えることになる。よって、国際陶磁器フェスティバルからの寄贈については、収蔵の必要性、将来的な展示見込みを踏まえて、寄贈を受けるかどうか慎重に検討するのが望ましい。	措置済	令和4年度	国際陶磁器フェスティバル実行委員会からの寄贈については、収蔵の必要性や将来的な展示見込み等を踏まえて、収集委員会において慎重に検討することとし、実行委員会とも確認した。	現代陶芸美術館
119	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	寄贈を受ける場合、保存費用を概算算出し、判断材料とすべきである。	措置済	令和4年度	保存費用については、特殊なもの(釉薬の変色・剥離等)の概算を立てることを中心に、作品の保存状態のみならず、保存箱の仕様ならびに保存や展示にかかる費用を算定し、総合的に判断することとした。	現代陶芸美術館
119	意見	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	展示に際し著作権が問題となる場合は、作家、作家遺族、著作権協会等の著作権者に、都度、確認をとっているが、確認作業をする事務負担からすれば、著作権に関する条項を契約書に盛り込むなどして、管理することが望ましい。	措置済	令和4年度	著作権者とトラブルが起きないよう、契約書等書面に明記するなど著作権者に応じた方法で管理することとした。	現代陶芸美術館
120	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	データベースを整理し、展示頻度等の情報を一覧できるようにするとともに、利用していない作品、頻度の低い作品の有効活用を検討すべきである	実施中		展示検索ができるよう、データベースの更新を進めている(10%完了)。展示頻度の低い作品については、今後、積極的に展示する。	現代陶芸美術館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
120	意見	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	施設内の美術品事故に対応する損害保険料を確認したうえで、美術品の移動頻度、評価額を踏まえ、保険加入を検討することが望ましい。	今後対応		美術品に限らず、県有備品に保険適用はないが、費用対効果等の検討をしていく。	現代陶芸美術館
					今後対応			文化伝承課
121	意見	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	有償で貸出する場合(「博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合」)について、検討し、管理規則等に記載することが望ましい。有償で借入する施設に対して有償で貸出することが考えられる。	今後対応		貸出を有償とした場合、規則等改正が必要であり、美術館と調整し、全国的な公立美術館の動向を注視、歩調を合わせていく。	現代陶芸美術館
122	意見	第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	作品及び資料を適切に管理するためコレクション・マネジメント・ポリシーの策定することが望ましい。コレクションの処分は、美術館の使命を推進するためのみに行われる事を確認し、処分の具体的な基準、意思決定のプロセス、手順、収益の使途を明確にすることが望ましい。	今後対応		コレクションの有効活用という点から、将来を見据え慎重に検討していく。	現代陶芸美術館
122	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	5 情報管理	USBメモリの使用終了を確認し、取扱管理者の押印すべきである。	措置済	令和4年度	令和3年3月末のUSBメモリの使用が終了していることを確認し、押印した。	現代陶芸美術館
123	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	6 施設管理	建物部分を登記しているのであれば、「登記年月日」について、公有財産台帳に登録すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年3月に「登記年月日」を公有財産台帳に登録した。	文化伝承課
123	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	7 職員の管理	職務専念義務の免除に関する台帳を作成し、整理すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	現代陶芸美術館
124	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	8 運営方針と評価軸	博物館自己点検システムに基づく結果について、いつ実施したものか、年度等を明記すべきである。なお、博物館法第9条に忠実に、自己点検・自己評価を実施していることは評価できる。	措置済	令和4年度	博物館自己点検システムに基づく結果について、年度等を明記(ホームページ)した。	現代陶芸美術館
125	指摘	第2 岐阜県現代陶芸美術館	8 運営方針と評価軸	設置目的や運営方針を実現するための個別評価軸を設定すべきである。その評価軸に基づき、PDCAサイクルを回す取組みをすべきである。	今後対応		設置目的等を実現するための個別評価軸を設定し、その評価軸に基づきPDC Aサイクルに取り組めるよう今後検討する。	現代陶芸美術館
131	指摘	第3 セラミックパークMINO	4 施設管理	建物6件について、登記しているのであれば、「登記年月日」について、公有財産台帳に登録すべきである。	措置済	令和4年度	公有財産異動報告書を管財課に提出した。	地域産業課
132	意見	第3 セラミックパークMINO	4 施設管理	個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成させることが望ましい。	措置済	令和4年度	規程をR5.3に作成した。	地域産業課
132	指摘	第3 セラミックパークMINO	4 施設管理	シール販売機の設置場所についても目的外使用許可を申請させるか、目的外使用許可を得ているショップ＆ギャラリーMINO内に設置させるべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	地域産業課
133	意見	第3 セラミックパークMINO	4 施設管理	指定管理者は、現代陶芸美術館と連携し、陶磁器に興味をもつ来館者の茶室利用を促進する企画を立案するなどして、茶室稼働率を向上させる取り組みをすることが望ましい。	措置済	令和4年度	茶会や作家の個展などの催事利用を増やしていくよう財団で「協力事業の承認と利用料減免」に関するR4.8に内規を定め、稼働率向上に努めている。	地域産業課
					措置済	令和4年度	指定管理者と連携し、展覧会関連催事や教育普及活動での茶室等利用を計画することを両者間で確認した。	現代陶芸美術館
134	指摘	第3 セラミックパークMINO	4 施設管理	著名建築家の設計であるという建物の性質からして、著作権(人格権)の及ぶ範囲や内容は、その改修工事の可否や進行に影響を与える重要事項である。今後は、その著作権及び著作者人格権の取扱いとなる設計・建設当初の契約書につき、これを同建物管理上常用に供するもの(常用文書)と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保管すべきである。	措置済	令和4年度	当時の設計事務所から契約書の写し入手済みで常用文書として当課で保管済みである。	地域産業課
134	指摘	第3 セラミックパークMINO	5 契約	単年度契約についても、再委託先の名称及び所在を明示して、承認手続を取るべきである。	措置済	令和4年度	令和4年度分の契約について、承認手続き実施済みである。	地域産業課
136	意見	第3 セラミックパークMINO	6 施設収支と利用料金	セラミックパークMINOは、建設時の多額の投下資本を回収する観点から、減価償却費を考慮した収支を把握する必要がある。減価償却費を考慮しない単年度収支だけを見ても、毎年県と3市からの6000万円以上の負担金収入がなければ施設を維持することはできない。地域産業課と指定管理者は、県と3市からの負担金収入を当然のものとせず、協働して、収支状況改善の中長期的計画を立案することが望ましい。	今後対応		指定管理者募集要項において、5年間の収支計画を求めており、毎年度収支状況を把握しているところである。次回の募集要項では、収入増加の考え方や具体的な方策を充実させる。	地域産業課
137	意見	第3 セラミックパークMINO	6 施設収支と利用料金	指定管理者は、条例の範囲内において、利用料金を設定することができる。利用者の新規獲得や施設の認知度を高めるため、利用料金の見直しや試行を検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	施設使用の度に回収するアンケートで、施設使用料に関する意識調査は実施済みである。アンケートの回収を継続して、価格に関する認識のずれが生じないよう今後も注視する。	地域産業課
138	指摘	第3 セラミックパークMINO	7 指定管理者	指定管理者を公募とすることを選択肢の一つとして、検討すべきである。具体的には、公募とすることのメリット・デメリット、特定者指名とすることのメリット・デメリット(県と3市は、これまでの負担金支出額と得られた効果、指定管理者を公募する場合に果たして県と3市の負担金スキームが維持できなくなるのかどうか、公募とした場合に施設の設置目的が果たされなくなるかなど)を具体的に示した上で、岐阜県指定管理者制度等運用委員会に諮るべきである。公募の方法についても、「ア 本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一緒に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」に該当するのであれば、その分、評価を高くするなどの方法が考えられる。	今後対応		他施設も参考に、これまでの効果検証を行い、公募とすることのメリット・デメリット、特定者指名とすることのメリット・デメリットを整理しながら検討する。	地域産業課
139	指摘	第3 セラミックパークMINO	7 指定管理者	アンケートは、指定管理者の評価や事業改善の基礎となる重要な要素であるため、アンケート回収率を向上させる取組をすべきである。	措置済	令和4年度	催事およびショップへ来た客への声掛けを実施している。	地域産業課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
140	指摘	第3 セラミックパークMINO	7 指定管理者	指定管理者の管理運営業務評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	例年実施しているが、R2年度及びR3年度においては新型コロナの感染状況を考慮し現地視察を実施しなかった。令和4年度では対面での会議を実施できたことから、施設等の現地視察も実施済みである。	地域産業課
140	意見	第3 セラミックパークMINO	7 指定管理者	県の判断により施設自体が休館した期間の収入減少部分を、県が全額補填するのには合理性がある。一方で、県がイベントの自粛要請をしたとしても、令和2年9月の国際陶磁器フェスティバルの延期を決めたのはあくまで同実行委員会なのであるから、この収入減少分を県が全額補填することに合理性はないように思われる。このことは、令和3年1月14日から3月1日まで岐阜県が「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定され、イベントの自粛要請があった期間について、県と3市が収入減少分を按分負担していることからしても、合理的な説明は困難と考えられる。今後も、新型コロナウイルスの影響は継続することが予想されるから、県と3市との間において、分担方法のあり方について、明確な基準を設けることが望ましい。	措置済	令和4年度	R3年度からは、新型コロナウイルスの影響による収入減少分を、県と3市が負担金の支出割合に応じて按分負担している。	地域産業課
142	意見	第3 セラミックパークMINO	8 公益財団法人セラミックパーク美濃	電気代や水道代は、指定管理者が一括契約し、指定管理者と事業者との賃貸借契約等に基づき各月請求できる金額として、5年の消滅時効にかかるものと考えられる。この場合、時効中断の効力のない催告を繰り返しているだけでは、消滅時効期間を経過する危険があり、また、法的に効力のない催告を繰り返すことは、事務負担を増大させることにもなる。よって、納期限から1年が経過するような債権については、訴訟等の措置をとることが望ましい。	今後対応		少額訴訟を検討する。	地域産業課
144	指摘	第3 セラミックパークMINO	9 国際陶磁器フェスティバル美濃	国際陶磁器フェスティバル実行委員会に対する負担金に関し、監査対象団体であることの届出を、監査委員事務局に提出すべきである。	措置済	令和4年度	R4年度の監査対象として監査委員事務局へ回答済みである。	地域産業課
145	指摘	第3 セラミックパークMINO	10 設置目的とグランドデザイン	単年度収支をみても、県と3市の負担金収入がなければ施設運営は成り立たないため、収支状況を改善させるため、まずは複合的な設置目的と、その目的達成のための評価軸を整理し、明確化すべきである。	措置済	令和6年度	複合的な設置目的に対応したものとなるよう、評価軸として、貸館の「稼働率」に加え、その「使用目的」を取り入れ、昨年度の評価員会議において、これら評価軸に基づく評価・検証を行った。	地域産業課
145	指摘	第3 セラミックパークMINO	10 設置目的とグランドデザイン	貸館事業にも、複合的な設置目的を考慮するのであれば、誰が、どういった目的で利用したかは、事業評価に当たり重要な情報となる。そうであれば、アンケート集計や、事業報告書においては、単に、貸館稼働率や入館者数を記載するのではなく、誰が、どういった目的で利用したかという整理をすべきである。	措置済	令和4年度	貸館事業については、施設毎に利用目的を把握している。その結果については、評価員会議などで意見交換を行っている。	地域産業課
146	意見	第3 セラミックパークMINO	10 設置目的とグランドデザイン	県と3市は、設置目的を念頭に置きつつも、より自由な発想で施設運営を進め、収支状況を改善させるため、利用促進のための協議会には、団体代表者のみならず、地域住民を取り込むことや、場合によっては外部専門家を招いて活発な議論を求め、これを踏まえて、5年以上の中長期的なグランドデザインを策定すべきである。	今後対応		新たな視点での意見を取り入れるため利用促進協議会のメンバーについて検討し、様々な意見を踏まえた中長期計画について検討する。	地域産業課
157	指摘	第4 岐阜県図書館	3 文書管理	少なくとも申込書にボールペン等で記入する旨の注意書が付された書面においては、申込者に対し、同注意書を遵守させる必要がある。全ての申込書において、等しく、ボールペン等で記入する旨の注意書を付した上で、申込者への注意喚起及び受領文書の確認等を徹底すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年6月より利用者の記入する全ての申込書はボールペン記入とし、記載台には鉛筆に代えてボールペンを設置した。	図書館
158	指摘	第4 岐阜県図書館	3 文書管理	鍵の使用・保管業務を常に点検し、鍵の紛失等によるトラブル・リスクを回避するという管理簿作成の趣旨を徹底し、もって適正な事務処理を図るべきである。	措置済	令和4年度	令和4年4月より鍵の貸出時、返却時は複数の職員立会の上で、鍵及び管理簿の確認をすることを徹底した。 また、管理簿に貸出時間、返却時間、返却予定時間を加え、返却予定時間を過ぎても返却がないものについて、確認がとれるようにした。	図書館
161	意見	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	適時に管理を要する返却督促手続の正確性、担当者間における引継事務の容易性及び担当者外第三者による実施履歴の一覧性等の観点から、督促実施の内容・経緯・結果等については、一次的管理の段階から、対象者リストに順次重ねて手記する方法(手書きメモ)ではなく、PCシステム等を用いた一元的な管理方法(電子記録化)を図ることが望ましい。	措置済	令和4年度	現行の書誌情報システムで督促管理するよりも、対象者リストを紙で出しし管理するほうが効率的であることから、当面は現行どおりの方法とする。データによる管理については、今後の検討課題とする。	図書館
162	指摘	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	未返却者による消滅時効の援用を待たず返還請求権の行使を終了させる場合には、図書の最終処理とともに、岐阜県私債権の管理に関する条例に基づき、債権放棄(同第4条)の上、議会への概要報告(同第5条)を行うべきである。最終処理に際する返還請求権の取扱いについては、図書返還請求権の法的性質に関する岐阜県の見解を明確にした上で、同性質に沿った適正な債権管理に努めるべきである。	措置済	令和5年度	関係課と協議を行い、図書返還請求権の法的性質に関する岐阜県の見解を明確にし、図書館の債権管理に問題のないことを確認した。	図書館
163	意見	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	恒久的に残存し得る未返却図書に対する物権的請求権の管理・処理を、どのように解釈・運用するのかという観点についても、その法的性質を適確に捉えた上で、岐阜県の見解・運用を明確にすることが望ましい。 なお、岐阜県図書館においては、岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領第4条第1項により、未返却図書のうち、返却期限から5年経過した日の属する年度末の未返却者で、返却の意思が認められないもの及び転居先不明となったものについては、最終処理として、未返却資料の「除籍」が行われるのであるから、同「除籍」により岐阜県図書館の当該図書に対する所有権は放棄されたものとし、同時点をもって、所有権に基づく返還請求権(物権的請求権)は消滅するという解釈・運用も考えられよう。	措置済	令和5年度	関係課と協議を行い、未返却図書に対する物権的請求権の法的性質に関する岐阜県の見解を明確にし、図書館の未返却図書への対応に問題のないことを確認した。	図書館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
163	指摘	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	図書の返却督促を繰り返すのみならず、未返却者の回答・対応等の状況より、もはや現物での返却不能と判断される案件については、その損害額(当該図書の評価額等)を調定(地方自治法施行令第154条等)した上で、損害賠償請求権の行使を検討すべきである。 そして、損害賠償請求を可能にするため、岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領に、図書の未返却者に対する損害賠償請求に関する要件及び方法等を定めるべきである。	措置済	令和4年度	令和4年5月に他図書館の状況を調査の上検討したが、当面、損害賠償請求は行わず、効果的な督促方法を常に検討し実施することで、未返却図書が減少するよう努める。	図書館
164	指摘	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	図書館は、住居を把握している者(返却の意思なし)で、かつ、対象図書の合計価額が高額な案件等、その費用対効果を考慮しながら、図書返還請求又は損害賠償請求の訴訟提起を検討すべきである。 また、多数かつ高額に及ぶ悪質な図書未返却者に対しては、類似事案の発生抑制という一般予防の見地から、横領等による刑事告訴も検討すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年5月に他図書館の状況を調査の上検討したが実施事例はなく、また、費用対効果の面からも、当面、訴訟の提起は行わず、効果的な督促方法を常に検討し実施することで、未返却図書が減少するよう努める。	図書館
165	意見	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	対象図書の合計価額が高額な案件等、その費用対効果を考慮しながら、より実効的な返却督促方法として、早期に未返却者の自宅を訪問する方法をも検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	督促方法については自宅訪問も含めて、費用対効果を考慮しながら、より効果的な方法を常に検討し実施する。	図書館
165	指摘	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	岐阜県図書館利用規程別表(平成19年6月1日から適用)にいう「受入時の定価」に、消費税が含まれるのか否かが、文言上不明確である。 金銭賠償の趣旨に鑑みれば、「受入時の定価」とは、「受入時の本体価格に消費税を加えた額」である旨を明記すべきである。	措置済	令和4年度	岐阜県図書館利用規程別表を改訂し、「受入時の定価」とは、「受入時の本体価格に消費税を加えた額」である旨を明記した。	図書館
165	意見	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	金銭賠償を求める際の損害額算定においては、現状の一律受入時の定価と定める方法が適切なのか、中古物品としての時価相当額の範囲内に減額・限定する方法が適切なのか、同一資料での賠償と金銭賠償との公平性等も含めた多角的な観点から、今一度その運用方法を協議・検討することが望ましい。 なお、協議の結果、仮に現状の一律受入時の定価と定める方法を維持する結論に至った場合に、その結果を否定する趣旨ではない。	措置済	令和4年度	令和4年5月に他図書館の状況を調査の上検討した。同一資料での賠償と金銭賠償との公平性等を考慮し、金銭賠償を求める際の損害額算定は、現行どおり一律受入時の定価とする。	図書館
167	指摘	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	図書を毀損・汚損又は亡失させた者が中学生以上の未成年者の場合には、上記要領に則り、損害賠償義務者である当該未成年者に対して請求すべきである。	措置済	令和4年度	中学生以上の未成年者の場合には、要領に則り、損害賠償義務者である当該未成年者に対して請求する。	図書館
167	意見	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	損害賠償義務者の範囲については、その保護者が義務を負う場合を一律「利用者が小学生以下の場合」に限定することなく、むしろ図書館利用者との関係(書籍「図書館と法」(社団法人日本図書協会/鎌水三千男著)190頁以下によれば、「非権力的な公法関係)においては、「利用者が未成年者」の場合に、保護者が損害賠償義務を負う旨を規定し、もって現状の請求態様(事実上の運用)に、法的根拠を持たせることが望ましい。	措置済	令和4年度	中学生以上の未成年者の場合には、要領に則り、損害賠償義務者である当該未成年者に対して請求する。	図書館
168	指摘	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	防犯カメラの設置等、具体的な再発防止策を協議の上、措置を講じた場合には、事後的に、その措置状況の検証を行えるよう、協議の経緯、具体的な再発防止策の選択理由及び協議結果等につき、文書を作成して保存すべきである。	措置済	令和4年度	今後、新たな再発防止策を講じる際には、協議の経緯、具体的な再発防止策の選択理由及び協議結果等について、文書を作成して保存する。	図書館
168	意見	第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	図書資料に関する不突合の再発防止策としては、盗難防止装置の設置等利用者の盗難防止対策のみならず、排架違いに対しても、同事象が起きる原因を調査し、具体的な再発防止策を協議・検討の上、措置を講じることが望ましい。	措置済	令和4年度	排架違いの事例を職員間で共有するなどし、再発の防止を図る。	図書館
169	意見	第4 岐阜県図書館	5 物品管理(図書以外)	美術館から借り受けている彫刻においては、規格が大きく美術館には設置不可という理由で、10年以上にわたり図書館へ貸貸され続けているものであるから、今後も美術館が再建築又は大幅リニューアルされる等の手段の事情がない限り、本来の管理者である美術館へ返還される現実的 possibility はないと考えられる。 したがって、図書館は、美術館への本彫刻の返還を希望するのであれば、美術館との間で、その具体的な返還方法及び時期等の協議を早急に進め、また、協議の結果、返還の現実的 possibility が見出せない等の理由で協議不成立に至った場合には、やむを得ず本彫刻に関する管理換えの協議を進め、今後は、図書館の収蔵品として、実態に即して図書館が適切に管理することが望ましい。	措置済	令和5年度	美術館との協議の結果、管理替えは行わず、美術館職員が定期的に現物を確認し、適正に管理することとした。 (R5.3 覚書を締結)	図書館
					措置済	令和5年度	現状、美術館内の設置は困難であるため、図書館に貸し出しという形で設置している。美術館の増築の計画がない中で返却時期の設定は出来ない。また、寄贈者の意向もあり、岐阜県美術館が手放すことは出来ない。よって、同じ県有施設であり隣接している図書館にて展示する状態でもって設置し、定期的に当館学芸員が状態を確認することが現状において唯一対応可能な方法であることから、双方による覚書を作成した。	美術館
170	指摘	第4 岐阜県図書館	5 物品管理(図書以外)	定期監査資料上の誤りについて、管理車両を含めた物品の異動につき、常に点検を行い、現況を正確に把握するとともに、その事務処理を複数名で確認する運用・体制作りを行う等、具体的な再発防止策を検討・実行すべきである。	措置済	令和4年度	物品について、隨時状況確認をし、新規登録、内容の変更、廃棄等の際は、複数の職員での確認を徹底する。	図書館
170	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	既に過去10年間において、期限内に目的外使用料(地代)が納付された実績はなく、納期限後の納付及び滞金の支払いが継続している現況に鑑みれば、利用者の便宜上使	措置済	令和5年度	目的外使用料については、令和3年度から納期限内に納付済であり、適切な運営を行っている。	図書館 文化伝承課
172	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	センター・ボランティアに対しては、同各部屋の利用に関する目的外使用許可を行った上で、その活動・使用目的に鑑み、使用料を全額免除するという方法・運用を図るべき、又は、少なくとも岐阜県図書館において、センター・ボランティア活動室及び控え室の設置経緯並びに利用実態等を調査・確認し、管財課との間で、岐阜県公有財産規則第15条の行政財産使用基準に照らし、目的外使用許可の要否に関する協議を行った上で最終結論を出し、同協議の内容・結果を文書にて保存すべきである。	措置済	令和4年度	「岐阜県図書館センター等設置要綱」に使用場所に関する条文を追加した。	図書館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
173	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	公金と私金との混同は、不適切な会計処理が発生するリスク要因であることから、一時的な処理であっても職員個人の私金をもって、つり銭の用に供するべきではなく、事前に準備した公金(留め置いたつり銭)において対応すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年6月から、岐阜県つり銭資金取扱要綱に基づき、つり銭資金の交付を受けている。	図書館
173	意見	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	現地機関である図書館において、つり銭への対応を職員が迫られないよう、現状の収納金留め置き方法で対応困難な理由・原因を調査の上、その調査結果によっては、つり銭	措置済 措置済	令和5年度 令和5年度	令和5年6月から、岐阜県つり銭資金取扱要綱に基づき、つり銭資金の交付を受けている。	図書館 文化伝承課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
175	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	図書館及び文庫等の建物を管理する目的で、その者TFP権及びTFP六日間の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを同建物管理上常用に供するもの(常用文書)と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せざる有し 結けスベキである。	措置済	令和4年度	今後は建物等の管理上、必要と認められる書類については、保存期間を延長し、保有し続けていくこととする。	図書館
175	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	建物の修繕工事に先立つ劣化調査及び改修工事計画策定等の業務委託に関して、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情の説明のうち、①著作物の観点は理由として適切ではなく、②特殊建築物に対する構造・部材の熟知をもって、特別の事情該当性を判断すべきである。		令和4年度		文化伝承課
176	意見	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	随意契約が一般競争入札の例外である点に鑑み、「特殊建築物」の一事をもって特段の事情ありとは即断せず(そうであれば、特殊建築物については、建築時に落札さえすれば、以降の修繕工事等(修繕工事に先立つ劣化調査及び改修工事計画策定等の業務委託を含む。)は全て随意契約にて受注可能となってしまい、一般競争入札を原則とする趣旨に悖る。)他の設計・建設業者の見解を聴取する等した上で、それでもなお構造・部材を熟知している建築時の設計業者による修繕工事等が、経済性及び効率性の観点から合理性・相当性が肯定できるかにつき、慎重に判断することが望ましい。	措置済	令和4年度	今後、修繕工事等の発注の際には、著作物の観点は判断要素とせず、特殊建築物に対する構造・部材の熟知という観点から慎重に判断をする。	図書館
177	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	文化伝承課及び図書館は、同各モニュメントの権利関係(著作権を含む。)に関する情報・取扱いを共有した上で、日常管理の方法等につき協議を行い、職員の異動に伴う業務引	措置済	令和6年度	モニュメントの権利関係に関する調査、日常管理の方法等についての協議を行い、結果を文書化した。	図書館
177	意見	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	利用者等による職員への不当要求行為に対しては、初期段階において、弁護士等専門職との連携を積極的に図って適切な対応に努め、もって職員・職場の安心・安全を確保することが望ましい。		令和6年度		文化伝承課
179	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	下位規範である岐阜県図書館管理規則及び岐阜県図書館利用規程に基づく入館禁止規定を、有効的・安定的に機能させるためには、その上位規範たる岐阜県図書館条例において、迷惑行為者等の該当要件を明確化した上で、該当者に対する入館禁止規定を設けるべきである。	措置済	令和4年度	今後、他図書館の動向等を注視し、必要に応じて検討することとした。	図書館
						令和4年度		文化伝承課
181	意見	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	県民(利用者全体)目線で、誰にでも分かりやすい、丁寧な表現に心掛けるという観点からは、各窓口(カウンター)において、簡易な日本語表記(又は横文字と併記で)に努めることが望ましい。また、岐阜県図書館のHPにリンクのある国立国会図書館が運営する「レファレンス協同データベース」を閲覧すると、具体的な調査・相談結果を一覧することができ、レファレンスサービスの有用性を認識・体験することができる。このような有意義なサービスの提供実態を、今後もHP等の媒体を効果的に活用し、より積極的に広報していくことが望ましい。	措置済	令和4年度	・各窓口の表記を点検した。 ・レファレンス事例のレファレンス協同データベースへの追加は隨時行っている。	図書館
183	意見	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	岐阜県図書館(特に1階窓口)及びHP等における広報、社会人のみならず、高校生・大学生等の就職活動世代へ向けたデータベース体験会の実施、そして、「調べもの相談(レファレンスサービス)」との有機的統合等、より積極的なデータベースの利用促進を図ることが望ましい	措置済	令和4年度	学校関係者にデータベースの紹介を行い、授業等での活用を促した。	図書館
184	意見	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	図書館建物の有効な運用、岐阜県図書館の特色として収集に注力する地図資料の利活用等の観点から、図書館のHP等における紹介、古地図散歩等人気のある既存事業の実施・結果報告・さらなる拡張等により、地図資料事業に関する積極的な広報に努めることが望ましい。 地図資料の利活用においては、図書館のみならず、県内各文化施設との連携を積極的に検討し、双方施設における利用者促進という相乗効果をも図ることが望ましい。	措置済	令和4年度	(地図資料の広報) 所蔵地図の館内展示や関連事業の実施、HPでの報告掲載を継続して実施している。また令和4年の新規事業として、新しく寄贈を受けた世界の地図を紹介する「世界の地図展」を実施した。 (他の文化施設との連携) 岐阜関ヶ原古戦場記念館、岐阜県博物館などの県有施設のほか、瑞穂市、大垣市など県内市町村に地図資料を貸し出し、文化施設の企画展での展示、図録への掲載に活用された。	図書館
188	意見	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	図書館が有する各施設については、図書館窓口やHP等をより積極的に活用して広報に努め、広く県民に周知させた上で、その利用率を向上させ、もって施設利用料収入の増加を図ることが望ましい。	措置済	令和4年度	令和3年度中に、貸出施設においてインターネット環境の整備が完了し、利便性が向上したため、令和4年4月よりこの点についてもHP等により広報し、利用率の向上に努めた。	図書館
188	指摘	第4 岐阜県図書館	6 施設管理	図書館ホームページのうち「県有施設予約システム」へのリンク切れ箇所につき、修正・更新すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	図書館
195	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	3 利用者の管理	施設利用に対するフルーツを示す。フルーツの利用には、カメラ撮影の可否や、迷惑行為を行う利用者に対する退去命令等を可能にするなど、現状に即したルール作りを行なべきである。	今後対応		他の県有施設の状況を確認した上で実施方法を検討予定	高山陣屋
195	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	3 利用者の管理	優待券の使用について条例に沿った運用に見直し、減免措置の対象については、申請書等の書類を作成すべきである。			他の県有施設の規則等を確認した上で実施方法を検討予定	文化伝承課
					措置済	令和6年度	令和5年度に検討を行い、令和6年度より優待券の使用を取り止め、条例に従って減免申請書を提出することとした。	高山陣屋

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
196	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	3 利用者の管理	①条例の文言「公益その他特別の理由があると認めるとき」に、観光目的などを優待券を付与する場合についても条例上の減免事由として加えるのか ②岐阜県高山陣屋入場料取扱要綱第3条1項において、優待券の付与が「公益その他特別の理由であると認めるとき」に該当する条件を明示しく、(10)「前各号に準ずる者で、所長が特に必要と認める者」の前に、新たな号を設けることを検討すべきである。	措置済	令和6年度	高山陣屋入場料取扱要綱の一部を改正した。	高山陣屋
196	意見	第5 岐阜県高山陣屋	3 利用者の管理	アンケートの回収の数が少數となっているのはアンケートの回収方法に原因があると考えられることから、コロナ禍も考慮して、スマートフォンを活用する等してより多くの利用者の要望を取り入れられるアンケートを実施することが望ましい。	措置済	令和5年度	コロナ禍により中止していた「ふれあいアンケート」をR5年5月8日から従来の方法により再開し、6月・7月においては、各月とも10人以上からアンケートを回収しているため、入場者数が増加してくれれば回収数も増加すると考えられる。 スマホ活用は導入コストが発生するため、費用対効果の面から、アンケート回収箱の設置位置を工夫するなどの対応で利用者の要望を取り入れるようにする。	高山陣屋
197	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	4 情報管理	他の設立要綱に記載されている情報のうち、例として「撮影許可」について、その際、撮影許可についての申請書等の書類も条例等に合わせて整理すべきである。	今後対応		他の県有施設の状況を確認した上で実施方法を検討予定	高山陣屋
197	意見	第5 岐阜県高山陣屋	4 情報管理	調査研究の内容を広く示す意味で、ホームページ上で資料を閲覧できる様にするのが望ましい。	実施中		他の県有施設の規則等を確認した上で実施方法を検討予定	文化伝承課
198	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	物品の受け入れについて適切に管理し、備品としての登録を行うなどし、寄附物品については寄附申込書を作成するなどの手続きに従って受入れを行なうべきである。	措置済	令和6年度	包括外部監査時点以降は寄付物品の受入れがないが、今後寄付案件が発生した場合は、定められた様式により手続きを行い物品を受入れる。	高山陣屋
199	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	岐阜県会計規則に定める寄附採納手続及び物品登録をすべきである。	措置済	令和6年度	包括外部監査時点以降は寄付物品の受入れがないが、今後寄付案件が発生した場合は、定められた様式により手続きを行い受入れすることにする。	高山陣屋
199	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	借入物品については、賃貸借契約書を作成するなど借入の根拠となる契約書を作成し、賃借料の支払いの根拠を明確にすべきである。 また、借入の際に賃借料を支払う場合と優待券による対応をする場合との差について、その判断基準を明確化すべきである。	措置済	令和6年度	今後、新規借入れが発生した場合は契約書による手続きを行うことにし、令和6年度から優待券による対応を取り止めた。	高山陣屋
200	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	展示物が団体の物品を展示する目的で展示されている場合、本来の高山陣屋の利用とは異なる目的での利用になるため、行政財産の目的外使用許可が必要となる。また、同要綱と岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例等の法令等と関係性も不明確である。行政財産の目的外使用許可を必要とする場合、使用料の減免措置などを行うかどうかを含めて検討する必要がある。管財課とも協議の上、行政財産の目的外使用許可手続き及び使用料の減免について検討すべきである。	措置済	令和4年度	展示ギャラリーについては、高山陣屋が要請し設置要綱に基づき展示を行っており、目的外使用ではないと判断しているため、現在の状況を継続していく。	高山陣屋
200	意見	第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	高山市は、その歴史的背景から施設に関連する物品が市内の民家等に存在している可能性があり、今後、歴史資料となりうる物品を市民が寄附を打診する可能性が存在している。今後どの程度の物品までが受入れ可能か、受入れ可能な物品を超える寄附の打診があった場合の受入れの可否の基準などを具体的に検討し、計画しておくことが望ましい。	措置済	令和4年度	寄附の打診はこれまでもあり、特に問題は生じていない。受入れについては、物品の内容に応じて対応する必要があるため、現在の状況を継続していく。	高山陣屋
201	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	6 施設管理	高山陣屋の正確な建築年月日を記録するため、現在の公有財産台帳の記録を訂正すべきである。	措置済	令和5年度	公有財産管理システムでは明治より前の年号を表示すること、また備考として建築年月日を表示することも不可能であるため(総務部管財課に確認)、任意で正確な建築年にかかる「補足台帳」を作成し、公有財産台帳に添付することとした。	高山陣屋
202	指摘	第5 岐阜県高山陣屋	6 施設管理	鍵の管理についてはルールを文書化し、管理簿を作成すべきである。	措置済	令和4年度	「高山陣屋管理事務所における鍵の管理方法」を作成した。	高山陣屋
203	意見	第5 岐阜県高山陣屋	7 基本計画(グランドデザイン)等	文化施設においては、文化財としての維持・保存が中心となるが、観光施設としての機能も求めているのであれば、各施設ごとにおいて、その役割についての重要性に応じて、事業計画を建て、必要であれば予算や人の配置も検討するのが望ましい。 その際、基本事業計画を作成することが望ましい。高山陣屋においては、高山陣屋の維持保存と観光施設等の活用が施設運営の目的とされているが、維持保存の観点からすると、観光施設として利用することで観光客による施設の損壊等に繋がることもあり、保存と活用という二つの方向性について、どのように調和的に利用していくかを考えておく必要がある。 根本的な今後の将来像を明確化する意味でも、文化施設に関する県の事業計画を参考に施設全体の基本事業計画を作成することが望ましい。	今後対応		令和5・6年度に保存活用計画を策定する予定。	高山陣屋
204	意見	第5 岐阜県高山陣屋	7 基本計画(グランドデザイン)等	今後の活用を推進していく上で、必要な市とは協定等を締結することが望ましい。	措置済	令和4年度	現在高山陣屋の運営においては、関係市村と十分な連携をとって運営出来ている為、現在の状況を継続していく。	高山陣屋
205	意見	第5 岐阜県高山陣屋	7 基本計画(グランドデザイン)等	指定管理者制度を導入することについて、ハードルが高いのであれば、まずは、警備業務等、民間業者に委託できる業務を検討することが望ましい。民間業者への外部委託を進めていき、県職員の業務について整理した上で、再度、指定管理者制度の導入の可否を再検討することが望ましい。	今後対応		現在、警備業務の委託化について検討中	高山陣屋

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
211	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	3 物品管理	保管する出土品の増加に伴う収納スペースの問題がある状況において、共用することが不可能な物を保管すべきではない。畳などの使用用途もなく状態も悪い物については、破棄処分することを検討すべきである。	今後対応		畳などを保管する建物は老朽化が進行し建替えを検討中であり、新たな出土品を収納する予定はないため、遺物の収納に関し、畳などが残置されていることによる不都合はないことから、今後建物解体工事の際に出る廃材と合わせて処分を検討する。	文化財保護センター
212	意見	第6 岐阜県文化財保護センター	4 出土品の管理	貸し出している物について、文化財保護センターで保有する必要性を検討したうえで、長期間、貸付けている物については、譲渡や管理替えの検討をすることが望ましい。譲渡や管理替えをしないのであれば、貸出の際の決裁資料などにおいて、その理由を明記することが望ましい。	措置済	令和4年度	対象の県の2機関に照会し、管理替えの要望がないことを確認し、主管課に報告した。それを受け、今後の貸付の決裁にはその旨を記載する。	文化財保護センター
212	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	4 出土品の管理	個別管理ではなくケース管理をする場合には、岐阜県会計規則取扱要領第1条関係に従い、会計管理者の承認を得て取扱要領等を定めるべきである。	措置済	令和4年度	平成12年2月10日の出納課(当時)と文化課(当時)の協議により、特定物品(出土文化財)としてコンテナ箱数で登録・管理することが認められていたことが判明した。	文化財保護センター
214	意見	第6 岐阜県文化財保護センター	4 出土品の管理	埋蔵文化財を発掘調査の成果を広く公開することは、岐阜県文化財保護センターの目的であり、貴重な文化財が公開されるように、博物館などとの定期的な情報共有の機会を設けることが望ましい。	措置済	令和4年度	県図書館・高山市上切町・ひだサテライト展示に加え、県博物館サテライト展示(通年、年3回展示替え)や、大野町(8~9月)や高山市国府町(9~11月)でも新たにサテライト展示を実施している。	文化財保護センター
215	意見	第6 岐阜県文化財保護センター	4 出土品の管理	出土直後だけでなく、一定期間経過後における保管・保存を要する出土品の選択(区分)の基準を策定したうえで、出土から一定期間経過した現在収蔵・保管されている出土品も含め、保管・管理を要しないものとされた出土品については廃棄その他の処分をすることを検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	発掘、整理作業の段階で文化庁の「出土品の取扱いについて(通知)」に基づき保管を要するものののみ収蔵しているため、廃棄可能な出土品はないと認識している。	文化財保護センター
217	意見	第6 岐阜県文化財保護センター	5 施設管理	出土品の劣化を防ぐ恒温・恒湿を保つ設備を配置することが望ましい。保管・管理をすることとした出土品は、すべてに保存処理が必要である。保存処理を行わないこととした物品は、朽ちていくこともやむを得ないと判断した出土品であるから、保管・管理をしないとする選択や処分を含めた検討が必要となる。	実施中		恒温・恒湿を保つ必要がある遺物が分散しているため、全量を把握するために集約作業を行っている。今後、必要に応じて設備設置の予算要求をする。	文化財保護センター
218	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	5 施設管理	倉庫は、台風などの災害で倒壊する可能性もあることから、安全性等を考慮し、修繕すべきである。修繕する予定がないのであれば撤去すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	文化財保護センター
219	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	5 施設管理	現在の施設は、令和6年度までの長寿命化事業を実施したとしても保管スペースの問題は解決できず、保管場所確保のための敷地の借り入れ等の新たな費用負担が生じる可能性がある。そのため、長寿命化計画との兼ね合いもあるが、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする地方自治法第2条第14項の本旨に従い、修繕費と引越費用などのどちらかが経済的に合理的か検討すべきである。今後予定されている修繕計画を完了しても、老朽化している建物であるため、今後、更なる修繕が必要となることが、高い蓋然性をもって認められる。また、保管スペースが不足する見込みも考慮すると、建替えや移設の方が効用面だけでなく、費用面からも優位性が高いと評価される可能性も否定できない。	実施中		令和4年3月に移転可能な施設調査を行った結果、適当な施設はなかったが、引き続き調査を実施する。 既存施設において更に収納スペースが確保できるように収納方法や保管場所を見直すとともに、建替えと既存施設の修繕費を比較検討するため、既存施設の耐震補強の費用を算出するための調査費を予算要求する。	文化財保護センター
220	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	6 契約	他業者切り替え作業の間はシステムが利用できなくなることを理由として、随意契約が締結されているものであるが、随意契約の記載は、「県民の誤解や疑惑を招くことのないよう契約の概要を含めて随意契約の理由をわかりやすく表現すること」(随意契約事務処理要領)されているものであるから、どれくらいの作業の支障が生じるのかを具体的に理由書に記載するべきである。また特定の者でなければ供給できないのか、供給は可能だが特別の事情があるのかを精査し、随意契約事務処理要領に従って、適切な書式を用いることが必要である。	措置済	令和4年度	発注仕様書を再検討のうえ、令和4年度契約から電子調達(一般競争型随意契約)を採用した。	文化財保護センター
225	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	7 飛騨駐在事務所	今後の文化財保護センター飛騨駐在事務所の目的や事業を検討した上で、今後、①土地の購入、②土地の返却についても、選択として、検討すべきである。	措置済	令和4年度	今後も飛騨地区の開発事業計画がある限り飛騨駐在事務所は必要である。土地については、借入を継続する。	文化財保護センター
					措置済	令和4年度	例年の開発照会によると、今後も飛騨地区の開発事業が計画されているため、飛騨駐在事務所は必要である。土地については借入を継続する。	文化伝承課
225	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	7 飛騨駐在事務所	使用していない鍵について、どの場所の鍵かを確認した上で、不要な鍵について処分するか検討すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	文化財保護センター
226	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	7 飛騨駐在事務所	鍵の管理についてはルールを文書化し、管理簿を作成すべきである。	措置済	令和4年度	鍵の管理簿を作成済である。	文化財保護センター
226	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	8 飛騨国府事務所	プレハブ倉庫が老朽化により、耐久性が低くなっているのであれば、台風時などにおいて危険であるため、撤去すべきである。また、飛騨国府事務所にスペースが空いているのであれば、プレハブ倉庫の1階に置いてある非展示品や非掲載品を、飛騨国府事務所の中で保管すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年7月にプレハブ倉庫内の全遺物を飛騨国府事務所へ移動した。	文化財保護センター
227	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	8 飛騨国府事務所	飛騨国府事務所の利用頻度が低く、遊休施設となっている。利用状況を検討した上で、今後、飛騨国府事務所を維持するか撤退するかを検討すべきである。	措置済	令和4年度	出土品を保管し、一次整理作業の実施場所でもあるため、維持する必要がある。	文化財保護センター
					措置済	令和4年度	現状も出土品を保管し、一次整理作業の実施場所でもある。今後も開発事業が継続する見通しであるため、維持する必要がある。	文化伝承課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
227	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	8 飛騨国府事務所	利用頻度の低い飛騨国府事務所を維持するか撤退するかの方針を決めた上で、高山市からの借地について、取得するのか、無償借入を継続するのか、返還するのかを検討すべきである。	措置済	令和4年度	飛騨国府事務所は維持する。また、土地についても無償借入を継続する。	文化財保護センター
						令和4年度	飛騨国府事務所は今後も維持する。そのため、土地についても無償借入を継続する。	文化伝承課
228	指摘	第6 岐阜県文化財保護センター	10 グランドデザイン	山工取扱い本部・官署・アート・、古墳・古跡・古文化遺産の連携に加え、飛騨駐在事務所や飛騨国府事務所の在り方も含め、単年度ごとの事業計画のみならず、毎年増え続ける出土品への対応として、将来にわたる中長期的な指針・計画を定めすべきである。	実施中		今後の出土遺物量を予測し、中長期的な施設利用計画を検討していく。	文化財保護センター
							例年の開発照会で把握する開発事業計画をもとに、中長期的な施設利用計画を検討する。	文化伝承課
238	指摘	第7 岐阜県博物館	4 物品管理	岐阜県博物館資料取扱要項によれば、触察資料についても登録が必要となるから、触察資料も含め、受け入れた物品は登録すべきである。仮に、このような取扱いが実情に沿わないものである場合には、岐阜県博物館資料取扱要項を改正すべきである。具体的には、同要項第3条第3項の「受け入れた資料」との文言を、「受け入れた登録資料」と改正することにより、受け入れた資料の全部をデータベースに登載するのではなく、登録資料(資料のうち、館長が消耗品として分類することが適当でないと認めるもの。同要項第2条)のみをデータベースに登載する旨が明確になると考えられる。	措置済	令和4年度	岐阜県博物館取扱要項第3条第3項の「受け入れた資料」との文言を、「受け入れた登録資料」と改正(令和4年4月1日施行)	博物館
238	指摘	第7 岐阜県博物館	4 物品管理	決裁書類に維持費の見込額を記載し、維持費も考慮の対象とした上で、寄附申込みに対する諸否を決定すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年1月以降、寄附申込書に維持費の見込み額の記載を徹底している。	博物館
239	指摘	第7 岐阜県博物館	4 物品管理	岐阜県博物館における資料保管のため、展示履歴の低い収蔵物の売却等の処分のほか、整理方法の工夫など具体的な対策を検討すべきである。	実施中		収蔵品の整理、整理棚の新規設置などによって整理作業を進める。	博物館
239	指摘	第7 岐阜県博物館	4 物品管理	飛騨世界生活文化センター等で保管されている博物館の物品について、岐阜県博物館による利用が見込まれないのであれば、飛騨世界生活文化センター等への管理換えを検討すべきである。	今後対応		文化創造課、文化伝承課等と管理換えについて協議を予定	博物館
							博物館・文化創造課及び関係する機関と検討・調整し、飛騨世界生活文化センター等への管理替えを検討する。	文化伝承課
240	指摘	第7 岐阜県博物館	4 物品管理	薬品保管管理規定に従い、劇物については毎月現存量の確認を行い、記録化すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年1月以降、毎月確認を実施し、数量を記録。	博物館
240	指摘	第7 岐阜県博物館	4 物品管理	権利関係が記録上不明確であると、時間の経過によって所有権の所在が不明になるおそれがある。所有関係が不明になると、処分の必要性が生じた際にも、処分の可否を判断することができない。寄贈物品については、寄附採納手続をとるなど、権利関係を明確にし、記録化すべきである。	措置済	令和4年度	寄贈物品の受入れにおいて、受入日、相手先、物品の概要、権利関係等を記録した台帳を作成し管理。	博物館
241	指摘	第7 岐阜県博物館	4 物品管理	財産の適正な管理のため、スロープカーの財産上の位置づけを明確にし、財産台帳に登録すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	博物館
243	指摘	第7 岐阜県博物館	6 刀剣研磨業務の業務委託契約	本業務委託契約の委託先が団体であるのか、それとも会長個人であるのかが記録上不明確であるため、契約審査会議事録、随意契約理由書、業務委託契約書及び検査調書の記載を整合させ、委託先を記録上明確にすべきである。	措置済	令和4年度	R4年度の契約において、委託先が団体であることを明確にし、契約審査会議事録、随意契約理由書、業務委託契約書及び検査調書の記載を整合させた。	博物館
243	指摘	第7 岐阜県博物館	6 刀剣研磨業務の業務委託契約	会長個人に対する委託である場合には、会長以外の刀工が従事する部分については再委託となることから、当該再委託について、書面による承諾手続を執るべきである。団体に対する委託である場合には、再委託の問題は生じない。もっとも、作業分野ごとに特定の刀工が分業で作業をしており、業務の成否は当該個々の刀工の作業に依存すること以上は、会長の実績だけではなく、実際に作業に従事する刀工の氏名や実績等を把握しなければ、委託業務が適切に実施されるか否かを判断することはできない。よって、契約審査にあたっては、実際に作業に従事する刀工の氏名や実績等についても情報を収集した上で審査し、その過程を契約審査会議事録及び随意契約理由書に記載すべきである。	措置済	令和4年度	R4年度の契約において、委託先が団体であることを明確にし、契約審査会議事録、随意契約理由書、業務委託契約書及び検査調書の記載を整合させた。	博物館
244	指摘	第7 岐阜県博物館	8 事業計画等	岐阜県博物館のホームページ上において、事業計画を閲覧できるようにすべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	博物館
244	指摘	第7 岐阜県博物館	8 事業計画等	自己点検・自己評価(博物館自己点検システムに基づく)について、いつ実施したものか、年度等を明記すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	博物館
249	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	3 事業	指定管理者は、プログラムの開発やリニューアルに取り組むべきである。	措置済	令和4年度	R3末にプログラムのリニューアルを実施した。	文化伝承課
249	意見	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	3 事業	サイエンスショーのパフォーマー業務は、再委託ではなく、指定管理者自身において実施することが望ましい。	措置済	令和4年度	雇用できる役者を一から探すことは非常に難しく、ご意見を踏まえた対応では他社から引き抜きをしなくてはならない。また、再委託先は人材派遣をしているだけではなく、演技指導やショーの演出もしているため、運営ノウハウに長けており、今後もこの形態を継続する方針である。	文化伝承課
250	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	3 事業	①人材育成事業／科学行人の養成、②講師紹介事業／サイエンスサポートQQの取組みによる成果を、指定管理者の変更にかかわらず引き継いでいく必要がある。人材ネットワーク構築事業が指定管理業務の範囲内というのであれば、協定書・仕様書上に、「人材ネットワーク構築」と例示する方法により、指定管理業務であることを明確にすべきである。	今後対応		対象の業務は指定管理業務の範囲内であるため、次期募集時には仕様書上で明記する。	文化伝承課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
251	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	3 事業	自主企画事業が指定管理業務である場合、当該指定管理業務において作成する文書は公文書である。県は、指定管理者との間で、①人材育成②講師紹介事業にかかる文書が公文書であることを前提に、指定管理者が変更になった場合、当該文書及び情報の取扱方法を確認すべきである。	措置済	令和4年度	当該文書の取り扱いについては募集要項で明示されているとおり、指定管理業務後には県に引き継がれる。そのため、指定管理者が変更になった場合にも事業実施に必要な情報は変更後の指定管理者に提供する。	文化伝承課
252	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	3 事業	サイエンスワールド職員による、サイエンスサポートQQと出張ワークショップとの境界が不明確であり、実態として、職員のボランティアによる出張ワークショップとなっているおそれもある。指定管理者は、サイエンスサポートQQに現役職員を登録しない取扱いとするか、現役職員の登録を継続する場合には、職員に諾否の自由があることや、職員がボランティアを希望したことが裏付けられる書面を作成しておくなど、運用方法を見直すべきである。	措置済	令和4年度	職員がサイエンスサポートQQに参加する場合には、諾否の事由があること等を裏づける書類として申請書を提出させた。	文化伝承課
252	意見	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	3 事業	文化伝承課は、サイエンスワールド職員によるサイエンスサポートQQの登録状況や紹介状況を把握したうえで、実態として出張ワークショップと同視できるものは指定管理料の基礎となる積算に組み込むなど、業務を適切に把握して指定管理料を積算することが望ましい。	措置済	令和4年度	実態は把握しており、指定管理料の積算に組み込む必要のあるものはなかった。	文化伝承課
252	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	3 事業	サイエンスソポーターを外部ボランティアと位置付ける場合、液体窒素の管理責任はサイエンスソポーター個人にあるから、施設内の保管は避けるべきである。	措置済	令和4年度	施設内で保管されないよう、サイエンスソポーターには液体窒素販売業者から直接購入させる運用に変更した。	文化伝承課
253	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	3 事業	ロボットクラブが指定管理業務の範囲内とのことであれば、仕様書に、例示するなどして明記すべきである。	今後対応		対象の業務は指定管理業務の範囲内であるため、次期募集時には仕様書上で明記する。	文化伝承課
253	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	4 備品管理	現物実査に当たっては、物品帳簿記載の備品が存在することを確認するだけでなく、存在する物品が全て物品帳簿に記録されているかを確認すべきである	措置済	令和5年度	令和5年2月21日に実施した現物実査において、平成30年の工事で取得した備品については登録されていないことが判明し、同日付で物品登録を行った。	文化伝承課
253	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	4 備品管理	前指定管理者が取得したと思われる備品で、県備品としての登録はなく、現在の指定管理者の備品でもない備品について、県備品でないのであれば、前指定管理者との権利関係を明確にし、寄付採納、借入等の手続をとるべきである。	措置済	令和5年度	令和5年2月21日に実施した現物実査において、平成30年の工事で取得した備品については登録されていないことが判明し、同日付で物品登録を行った。	文化伝承課
254	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	4 備品管理	備品登録して現物実査する趣旨は、移動可能な動産類の所在を確認し、亡失を防ぐことにある。よって、カメラ機器やシヤーで使用する装置のような施設との一体性がなく、移動可能な備品は、備品登録のうえ管理すべきである。また、現物実査の趣旨から、備品登録する場合には、備品一式としてではなく全部登録するか、補助簿を用いた個数管理をすべきである。	措置済	令和5年度	令和5年2月21日に実施した現物実査において、平成30年の工事で取得した備品については登録されていないことが判明した。カメラ機器やシヤーで使用する装置など、建物の従物とは呼べないものについて、備品一式ではなく、個別に登録を行った。	文化伝承課
254	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	4 備品管理	薬品管理簿には、使用量を確実に記載すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年度からは使用量をもれなく記載をしている。	文化伝承課
255	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	4 備品管理	毒物及び劇物の基準値以下に希釈したものであっても、そもそも毒物及び劇物に該当するものを外部提供することが予定されているのであれば、外部提供に対応する規程を整備すべきである。	措置済	令和4年度	薬品管理規程を改正し、外部提供に関する規定を追加した。	文化伝承課
255	意見	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	5 施設管理	個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成させることが望ましい。	措置済	令和4年度	防犯を目的して取得する映像データの管理等に関する取扱要綱を作成した。	文化伝承課
256	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	5 施設管理	薬品を被った際の緊急用のシャワーは、緊急時に使用できるような状態に管理すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	文化伝承課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
257	指摘	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	5 施設管理	文化伝承課は、建物を管理する者として、その著作権及び著作者人格権の取扱いの扱い所となる設計・建設当初の契約書につき、これを建物管理上常用に供するもの(常用文書)と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保有し続けるべきである。	措置済	令和4年度	今後大規模改修等、著作権及び著作者人格権に影響するような事例が出た場合には指摘を受けたとおりの対応をする。	文化伝承課
257	意見	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	6 契約	パフォーマー業務の再委託契約を維持する場合、偽装請負の疑いが生じないよう、指揮命令権が委託先会社にあることや、指定管理者の収支上も委託費であることを明確にされたい。	措置済	令和4年度	既に館の業務員に責任者を置き、発注者と受託者の指揮命令系統を明確にすることで偽装請負の疑いが生じないようにしている。また、令和3年度より予算上も委託費となっている。	文化伝承課
258	意見	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	6 契約	指定管理者の契約に地方自治法施行令167条の2第1項(随意契約)が直接適用される訳ではないが、一社契約を継続する理由としては乏しく、更に競争原理を働かせる必要がある。文化伝承課は、施設管理業務を削減できた場合に、指定管理者に還元するなど、施設管理業務経費に競争原理を取り入れるための基本協定、仕様書内容を検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	指定管理料の精算がないため、現時点でも施設管理業務を削減できた場合には指定管理者に還元される仕組みになっている。	文化伝承課
258	意見	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	7 指定管理者	新型コロナによる休業期間中は、県による補填が行われるべきところ、サイエンスワールドは入館料無料であるため、入館料減少による指定管理料の補填はないのは当然である。寧ろ、休業により指定管理者が支出を免れた経費について、清算を行うべきかを検討することになる。例えば、パフォーマー業務は労働契約ではなく再委託契約であるから、再委託契約の内容を精査したうえで、指定管理料の清算の必要性を検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	例示されたものの場合、休館期間であっても再開後の業務内容を施設スタッフと協議する等、業務は発生しており、再委託先との契約額に変動はなく、経費の支出を免れていたわけではない。その他も同様で、支出を免れたものはない、清算の必要性はない。	文化伝承課
261	意見	第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	8 基本計画(グランドデザイン)	不特定多数者が自由に入館できるサイエンスワールドにおいては、包括条例ではなく、個別条例で設置目的や、遵守事項及びこれに違反した場合の措置について明記することが望ましい。また、敷地内にある瑞浪市からの無償借地を取得するのかどうかなど長期的な視点で見るべき課題も多い。したがって、指定管理期間である5箇年度を超えた長期間のビジョンとして、基本計画(グランドデザイン)を作成することが望ましい。	今後対応		既に設置目的や遵守事項は、公の施設の設置及び管理に関する条例に明記されており、個別条例までは不要という考えに変更はない。 また、瑞浪市からの借地は現時点では借地を継続する方針とし、基本計画(グランドデザイン)については、今後必要性、位置づけを検討していく。	文化伝承課
269	指摘	第9 歴史資料館	3 行政資料(公文書)・歴史文書(古文書)の保管・管理	歴史文書(古文書)の目録作成について、100%に近づけるよう、5~10年単位で、どの家文書の目録化を完了するのか計画を立てるべきである。	措置済	令和4年度	・目録作成について、令和4~8年度の整理計画(寄贈資料5件、寄託資料2件、購入資料2件)を作成し、当該計画に基づき、進捗管理を行っている。	歴史資料館
270	指摘	第9 歴史資料館	3 行政資料(公文書)・歴史文書(古文書)の保管・管理	資料等のサンプリングによる現物実査は、あくまでも例外である。サンプリングによる現物実査で現物が確認できない場合や件数が合わない場合の対応方法を、要綱で明確化すべきである。例えば、件数が合わない場合には、当該年度に書庫から持ち出した文書及び誤って戻す可能性のある場所を検索するなどの手順を定めることが考えられる。	措置済	令和4年度	・現物が確認できない場合や件数が合わない場合の対応方法を「岐阜県歴史資料館購入資料等管理取扱要領に規定し、令和4年7月11日から施行した。	歴史資料館
270	意見	第9 歴史資料館	3 行政資料(公文書)・歴史文書(古文書)の保管・管理	岐阜県公文書規程から、岐阜県公文書等の管理に関する条例を制定して、「歴史的価値のある公文書」について、県民が閲覧等する権利(知る権利)を明確化することが望ましい。	実施中		・現在、次期文書管理システム(令和6年4月から運用)の調達要件に、「レコードスケジュール管理機能」を設け、「歴史的価値のある公文書」を指定するための環境整備に着手した。	法務・情報公開課
271	指摘	第9 歴史資料館	3 行政資料(公文書)・歴史文書(古文書)の保管・管理	「収蔵庫内に段積みされている歴史資料」が書架70台分(995箱×1.05÷15箱)、「旧大会議室から3階収蔵庫に移動させる教育史資料」が書架23台分、「収蔵庫外で仮置き	措置済	令和6年度	・令和6年度は、書架31台を12月末までに設置する。令和6年度までに書架計72台の整備を終え、収蔵庫内に段積みされている状態は解消する。	歴史資料館
					措置済	令和6年度		法務・情報公開課
272	指摘	第9 歴史資料館	4 借地	契約書添付図面、地積測量図等により、現地において、借地の範囲を確定すべきである。	措置済	令和4年度	・現地において契約書添付図面等をもとに、借地の範囲を示す境界杭(3本)と境界鉢(1個)を確認した。これにより、借地の範囲を確定した。	歴史資料館
					措置済	令和4年度		法務・情報公開課
273	指摘	第9 歴史資料館	4 借地	今後の歴史資料館の目的や事業を検討した上で、今後、土地を購入するのか、速やかに方向性を定め、所有者と買い取りに向けた交渉を検討すべきである。	措置済	令和4年度	・建物の使用残期間を考慮し、賃借の継続と買取りとのコストを比較したところ、賃借を継続した方が有利であるため、当面、現行どおりとする。	法務・情報公開課
276	指摘	第9 歴史資料館	5 岐阜県歴史資料保存協会	古文書読解講習会業務委託仕様書は、業務の概要を示すのみであり、それ以外の詳細な事項については、歴史資料館と、「その都度」、協議して決定すること前提としている。そのため、業務の内容について具体性を欠き、担当者が交替した際に、一定の品質水準を保つことが出来るか疑問である。 仕様書の内容をより具体化すべきである。	措置済	令和4年度	・令和4年度の仕様書において、その都度協議し決定していた業務内容の詳細や委託業務を遂行する上での留意事項などを具体的に表記した。	歴史資料館
					措置済	令和4年度		法務・情報公開課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
276	意見	第9 歴史資料館	6 公文書館に向けての中長期的な計画	岐阜県歴史資料館について、岐阜県公文書館の設置および管理に関する条例を制定することを検討することが望ましい。また、公文書館に向けて、歴史資料館の中長期的な計画を策定することが望ましい。	実施中		・国(内閣府)の調査結果をもとに、他県等の現状把握(公文書館及び関係規程の整備状況)を行った。 今後、次期文書管理システムの構築と合わせて公文書館に向けての中長期的な計画の作成についても検討を行う。	法務・情報公開課
287	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	「利用者の視点に立った運営」という観点より、ホームページおいて、入館当日の利用額が、「通常時」に該当するのか、又は「企画展開催時」に該当するのか、一見して明確に判別できるようにすることが望ましい。	措置済	令和4年度	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
288	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	既に把握している利用者数等のデータから推計する手法や、統計的な手法を用いるなど、来館者に与えるホスピタリティへの影響、財政上の制約、施設運営への影響及び施設の構造等の諸条件を考慮した上で、最適な把握手法を検討し、施設全体の利用者数及び有料区域と無料区域の利用者内訳等を可能な限り正確に把握していくことが望ましい。	措置済	令和5年度	記念館で実施している「来場者アンケート」に、令和4年度から無料区域への立ち入り状況が把握できる新たな調査項目を追加して有料区域と無料区域の利用者内訳の把握を行っている。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
289	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	有料区域、無料区域それぞれの来館者ニーズを効率的かつ機動的に把握するため、アンケートの実施箇所・方法等について定期的な見直しを行うことが望ましい。 その上で、今後も継続的に、岐阜関ヶ原古戦場記念館連携定例会等を通じて、関係各機関とアンケート調査の分析結果に関する情報共有を行い、施設利用者の満足度を上げる取組みに有効活用されることが望ましい。	措置済	令和5年度	アンケート用紙を定位置に配置する方法に加え、定期的な見直しを行い、新たに雨の日限定特典付きアンケートを実施したり、来館者や委託業者に直接ヒアリングする等に取り組んでいる。 また、連携定例会で情報共有しながら、来館者満足度向上のための取り組みを実施している。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
289	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	現状において実施されている定期的な閲覧者数等の確認・把握に加え、企画展ごとの閲覧者数等の差異・動向をも確認・把握し、利用者が興味を有する展示内容の傾向等を分析した上で、今後のより良い展示や催し物の実施へ反映させることが望ましい。	措置済	令和5年度	企画展の都度、来館者数等の動向を確認・把握し、アンケート結果と組み合わせて分析を行うことで、来館者ニーズをより反映した企画展示につなげている。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
290	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	アナログキーに対する現状の管理手法等については、一定程度の合理性及び管理実態は認められるが、事後的に使用者等の検証を行うことができないため、電子キーと同様に、アナログキーの管理簿を調製することが望ましい。	措置済	令和4年度	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
291	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	今後は、業務の根幹にかかわる重要な部分・業務内容については、一部委託ができない業務又は制約がされる業務として、予め事業者募集要項に具体的に記載して前提情報の共有を図り、これにより、提案者の費用積算や企画提案内容の向上を図るとともに、企画提案内容に関する評価や協定書締結協議の事務負担の軽減を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	募集要項に再委託についてはあくまで「業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、県と協議のうえ業務の一部を委託することができる」と定めており、業務の根幹については委託されないのが原則である。また、県の承認手続において、再委託しようとする業務について、その規模や態様により個別に再委託の可否を判断することとなる。 これらから判断して、令和6年度公募プロポーザルにおいて、前回同様の募集手続きを行った。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
292	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	岐阜関ヶ原古戦場記念館は、現状の提携・支援状況等の詳細を聴取・把握した上で、今後のレストラン及びカフェの運営方法・組織体制等の見直し・整理を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	別館レストラン運営事業者に、他の事業者との関係性を確認した結果、グループ会社との指摘があった事業者は、パン等一部の商品仕入先に過ぎず、事業運営の提携や支援を行っている事業者ではないことが判明した。 そのため、レストラン及びカフェの事業運営方法や組織体制の見直しは要しないと判断した。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
293	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	岐阜関ヶ原古戦場記念館におけるサポーターが、対価の伴わないボランティア活動であることや、上記「量から質へ」の転換という観点からは、単純に増員を図ることのみを目標とすべきではない。 しかし、その募集及び養成業務に係る委託費用が相当程度投じられていることを考慮すれば、減少の理由を網羅的に把握して、更なる減少を回避し、投じた費用に対する効果を最大限発揮・維持し、今後の知識・経験を活かした活動の充実・継続に繋がる取組みを推進していくことが望ましい。	措置済	令和4年度	R4年度更新時に、不更新者から理由を聞き取るとともに、更新者にも期待する活動を聞き取り。4/9の研修会で活動の幅を広げる方針を決定し、ワークショップの企画・実施、教育旅行のサポート、平日活動日の設定などを実施した。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
293	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	岐阜県個人情報保護条例をはじめとして既に全般的な運用がされている個人情報関係規程類において、防犯カメラ映像等の個人情報の外部提供事由、管理責任者等が定められているが、防犯カメラ映像を一時的に確認するための立会人、方法及び場所など、防犯カメラ映像に係る具体的な管理・運用方法については、個々の施設の映像データの取得方法、関係資器材により異なるため、施設の特性に応じた方法を定めたマニュアルを策定することが望ましい。	措置済	令和4年度	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
294	指摘	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	4 資料収集	岐阜関ヶ原古戦場記念館は、同資料収集委員会設置要綱の運用に従い、資料収集委員会において資料の価格評価を行うべきではなく、今後、現状の要綱の運用を維持するのであれば、同委員会において価格評価等の言及に至らぬよう、事前に各収集委員に周知すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
295	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	4 資料収集	刀剣の購入に際する資料収集委員会において、価格評価に関する意見が出された点につき、岐阜関ヶ原古戦場記念館の説明によれば、資料収集委員会の委員が、刀剣の専門家であったためとのことであった。 仮に、資料収集委員に同専門家等が選任されており、別途価格評価に関する専門家等を用意することが困難又は別途専門家の意見を聴取することが不経済な事情が存するのであれば、資料収集委員会において、専門家等の立場より資料の真贋及び価格評価をも含めて自由闊達な議論・意見が出せるよう、その実態に沿った運用規程への改定を検討するのが望ましい。	措置済	令和4年度	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
296	指摘	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	5 広報	ホームページは、集客(利用者の入口)・利用促進及び利便性向上に資する重要な位置づけ・機能を有することから、その利便性を減殺するリンク切れ等が生じないように、サイトの保守管理・メンテナンス業務の一環として、常に内容を確認するとともに、上記各リンク切れ等の不具合箇所につき、修正・更新すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
296	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	6 他施設との連携	岐阜県博物館、岐阜県図書館等の歴史・文化に関連する県有施設との連携はもちろんのこと、都市公園等の他分類における県有施設を中心に、より一層の連携を図るとともに、近隣民間施設との連携をも積極的に模索し、県有・民間施設を総合的に活用した利用者の促進という相乗効果を図っていくことが望ましい。	措置済	令和4年度	令和4年3月9日から関ヶ原町内民間施設(せきがはら人間村)と記念館・町有施設との相乗効果を誘引するイベント「関ヶ原4館周遊ラリー2022」を開催するなど積極的に民間施設との連携を進める。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
297	意見	第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	6 他施設との連携	岐阜関ヶ原古戦場記念館の合目的で効率的な運用を図るために、岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会等による施設単独での単年度ごとの事業計画のみならず、関係各機関との統合的・全体的な視点から、関ヶ原古戦場の将来にわたる中長期的な指針・計画を定めることが必要である。 観光資源活用課は、岐阜関ヶ原古戦場記念館及び関ヶ原町をはじめとする関係各機関と協議の上、施策の連続性を有する中長期的な指針・計画の策定作業を可能な限り速やかに完了させ、同計画のもと施設を運営することが望ましい。	措置済	令和4年度	令和4年7月21日、関ヶ原古戦場グランドデザインのフォローアップ懇談会メンバーを集めた事業評価会議を開催。平成27年3月に策定されたグランドデザインの評価、その課題に対する今後の対応策を策定。当該対応策をもとに、関ヶ原町、周辺施設と連携し、記念館の運営及び関ヶ原古戦場の活性化を進めしていく。	観光資源活用課
307	指摘	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	3 施設管理	施設の展示機数やその性質(実物又は模型)は、施設の基本情報であり、かつ、利用者の関心事項でもあることから、速やかにホームページの記載を正確な内容に訂正するとともに、今後も記載内容が現状を正確に反映しているか等につき、随時確認・更新作業を行なうべきである。	措置済	令和4年度	イベントや新規企画の内容をホームページ上へ速やかに掲載することとしており、更新も随時行っている。	航空宇宙産業課
308	指摘	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	3 施設管理	鍵の使用・保管業務を常に点検し、鍵の紛失等によるトラブル・リスクを回避するという管理簿作成の趣旨を徹底し、もって適正な事務処理を図るべきである。	措置済	令和4年度	管理簿作成の趣旨を職員に徹底した。現状、鍵を適正に管理している。	航空宇宙産業課
309	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	4 物品管理	航空分野のみならず、宇宙分野に係る資料においても、業界団体関係者等との面談や企業訪問などを実施し、積極的に資料の収集・受入れを図ることが望ましい。	措置済	令和4年度	宇宙航空研究開発機構(JAXA)を訪問し、博物館へ提供(貸与)可能な展示物等の情報を収集した。	航空宇宙産業課
310	指摘	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	4 物品管理	指定管理者は、自ら受入れた高額でない資料につき、物品受払台帳等に記載して、これを適正に把握・管理すべきである。 また、航空宇宙産業課は、指定管理者に対して、同受入れ資料の名称及び基本情報等を遅滞なく報告させ、その情報共有を図るべきである。	措置済	令和4年度	受け入れた資料の一覧を作成し、新たに受け入れた資料について遅滞なく県市に報告している。	航空宇宙産業課
311	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	4 物品管理	各務原市が所有する航空機の権利関係等の詳細については、市が所有する使用貸借契約書等の内容を確認した上で、少なくとも同物品の具体的な管理行為を行う指定管理者において、同契約書等の写しを所持・保管することが望ましい。	措置済	令和4年度	市が所有する賃貸借に係る書類の共有を受けた。	航空宇宙産業課
312	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	5 情報管理	個人情報の保護・管理の重要性に鑑みれば、防犯カメラの映像データの保管方法、期間、外部提供事由及び管理責任者等を定めたマニュアル等を策定することが望ましい。	措置済	令和4年度	防犯カメラの管理規定を整備し、適正な運用を行っている。	航空宇宙産業課
312	指摘	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	5 情報管理	電子メールアドレスは、流出・悪用により個人の財産等へ重大な影響を及ぼし得る情報資産であることから、その管理については、上記情報セキュリティ対策基準の遵守を徹底すべきである。	措置済	令和4年度	職員研修等を通じ、情報セキュリティ対策基準の順守を徹底した。	航空宇宙産業課
313	指摘	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	6 危機管理	来館者に受傷等の事故が生じた場合には、危機管理マニュアルに従い、直ちに航空宇宙産業課等へ事実関係の報告を行った上で、将来の予防策を協議し、必要な対策を講ずべきである。	措置済	令和4年度	危機管理マニュアルに従い、危機管理事案が発生した際は、直ちに県市に報告することとし、現状実施している。	航空宇宙産業課
314	指摘	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	7 職員の管理等	指定管理業務の一環として実施された上記職員研修については、同実施結果等を書面に記載した上でこれを保存し、同書面に基づき、業務報告(毎月)及び事業報告(年度)を行なうべきである。	措置済	令和4年度	研修実施結果について、月次及び年次での業務報告を行った。	航空宇宙産業課
314	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	8 他機関等との連携	岐阜県博物館以外にも、他の県有施設との積極的な連携を検討・企画し、もって双方施設の入館者数増加等の相乗効果を図ることが望ましい。	措置済	令和4年度	空宇宙博のパネル展(はやぶさ2、人工衛星)を岐阜県図書館で開催するなど他の県有施設との連携強化を行った。	航空宇宙産業課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
315	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	8 他機関等との連携	県有施設以外にも、県外の連携施設である「あいち航空ミュージアム」及び「石川県立航空プラザ」については、共通入場券販売等の事業連携のみならず、施設の運営・利用・展示方法等につき、より積極的に情報共有を図り、各施設における制度設計の利点を学び、これを活かすことが望ましい。 民間業者の有するノウハウ(最新式の各種シミュレーターの導入、各種展示機等の展示方法並びにレストラン及びカフェの設置場所)等につき情報共有を図り、学べる点については、これを積極的に導入されたい。令和3年度第1回岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価員会議において、「来館者に占める女性の割合が高い」と意見されていることにも鑑み、親子で気軽に入館・体験できる施設を設け、リピーター率を向上させた点等につき情報共有を図り、学べる点については、これを積極的に導入されたい。	措置済	令和4年度	県外の1団体・5施設(日本航空協会、科博廣澤航空博物館、所沢航空発祥記念館、三沢航空科学館、航空科学博物館、あいち航空ミュージアム)と展示機体YS11の初飛行60周年を機に共同プロジェクトを令和4年8月30日に実施した。また、他施設を参考に体験装置等の導入を検討することとした。	航空宇宙産業課
316	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	8 他機関等との連携	宇宙少年団各務原分団との間で、より積極的に情報交流・人材交流(ボランティアや賛助会員等)を図った上で、年度協定書において、具体的な共同事業を企画・記載する等して、これを計画的に実施し、もって将来の航空宇宙産業を担う人材の育成に努めることが望ましい。	措置済	令和4年度	宇宙少年団各務原分団員にジュニア宇宙飛行士の講師を委嘱した。また団の活動や団員募集に協力している。	航空宇宙産業課
317	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	8 他機関等との連携	岐阜県内の各教育機関のうち、より専門性を有する工業高校はもちろんのこと、小学校・中学校・高校や、岐阜工業高等専門学校及び中日本航空専門学校等との間でも、人材育成という観点から、施設への来館や企画に関する連携を検討されたい。「将来の航空宇宙産業を担う人材の育成」という観点から、特に県立岐阜工業高等学校における「岐阜県成長・雇用戦略」に基づく「モノづくり教育プラザ」事業との有機的な連携・相乗効果を図ることが望ましい。	措置済	令和4年度	小・中・高校生を対象とした教育プログラムを実施している。小学校5年生から中学校3年生を対象に開催する航空教室スペシャル講座では、中日本航空専門学校において航空機の仕組みや整備手法を教えていた。また、県立岐阜工業高等学校1年生が岐阜かかみがはら航空宇宙博物館で実習をや日頃の学習の成果を発表するものづくり見本市を開催している。	航空宇宙産業課
318	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	8 他機関等との連携	航空宇宙産業クラスター形成特区に位置付けられた岐阜県内各市町に所在する航空宇宙産業関係企業との間で、面談や企業訪問を実施し、より積極的に情報共有を図るとともに、航空宇宙産業に関する資料の受入れや、最新技術の展示を中心とした航空宇宙産業展を企画する等、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館が、航空宇宙産業クラスター形成特区における情報交流・発信の場として利活用できるよう計画・実行することが望ましい。	措置済	令和4年度	航空宇宙産業クラスター形成特区に位置付けられた県内航空宇宙産業関係企業を訪問し、博物館での資料や製品の展示の可能性等を含め情報交換した。	航空宇宙産業課
319	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	8 他機関等との連携	航空宇宙産業における資料の収集及び人材育成並びに施設利用者の促進等という観点からは、必ずしも個人に比して法人との連携が有用とまでは断定できないことから、賛助会員拡大に関する対象者を、特に法人に絞ることなく、門戸を広げて個人に対する積極的な広報活動を展開することが望ましい。	措置済	令和4年度	賛助会員の拡大に向け、法人、個人を問わずHPで告知するなど積極的な広報を行い、会員数の増加を図った。	航空宇宙産業課
320	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	9 事業計画・評価	航空宇宙産業課及び指定管理者は、「博物館に相当する施設」に指定された岐阜かかみがはら航空宇宙博物館につき、文部科学省における「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を参考として、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会及び関係各機関と協議の上、平成30年3月のリニューアルオープンまでの基本計画と連続性を有する中長期的な基本的運営方針としてのグランドデザインを早急に策定し、これを公表することが望ましい。	実施中		県、市、指定管理者と共に中長期計画を協議している。	航空宇宙産業課
321	意見	第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	9 事業計画・評価	アンケート回答結果の分析に際し、来館のきっかけ「その他」においては、具体的にどのような事由に基づくものか等、その詳細の整理・集計を図ることが望ましい。	措置済	令和4年度	「口コミ」を選択肢に加え、アンケートの内容がこれまでよりも詳細に把握できるようにした。	航空宇宙産業課
329	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホー	3 物品管理	指定管理者が管理する著作物を適切に管理するために、修繕に関するマニュアル及び著作者との協定書を締結すべきである。	措置済	令和4年度	指摘のあったマニュメントについては、修繕や特別な管理が必要になった都度、県が主体となって製作者と協議したうえ対応することとした。	文化創造課
329	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホー	3 物品管理	防犯カメラの映像が写し出されるモニターの操作方法を確認し、当該管理業務に従事する全ての職員が防犯カメラによる監視をできるようにすべきである。	措置済	令和4年度	関係職員に対し操作研修を実施した。	文化創造課
330	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホー	3 物品管理	価値のある書及び置物であるから目的に応じた運用をすべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】14階のレストランで展示を開始した。	文化創造課
330	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホー	3 物品管理	芸術品の保管について、落下物のない場所で保管したり、破損しやすい作品については、緩衝材で包んで損壊を防ぐなど適切な方法で管理すべきである。	措置済	令和4年度	適切な場所へ移動させたうえ、緩衝材で包むなどして適切な管理状態とした。	文化創造課
331	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホー	3 物品管理	ホームページで著作物を紹介するなどし、広く県民及び利用者に著作物を案内し、県有著作物の有効活用をすべきである。	措置済	令和4年度	著作物の案内看板を制作し、館内に設置した。	文化創造課
331	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホー	4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトST ROAN	適正かつ公正な審査を担保するために、審査員の選任基準あるいは選定理由、任期に関する議事録を作成すべきである。	措置済	令和4年度	審査員の選定理由及び任期を明文化した。	文化創造課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
332	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトSTROAN	適正かつ公正な審査を担保し、STROANの目的を果たすために、審査員を複数名にする、あるいは、実技の審査項目を細目化し、審査結果の客観性を高めるべきである。	措置済	令和4年度	審査員を複数名にした。	文化創造課
332	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトSTROAN	STROANは、自主企画事業であり、指定管理者が当該業務を行っていることから、当該業務に関する契約については、契約者を指定管理者であるふれあいファシリティとして行うべきである。	措置済	令和4年度	契約者を指定管理者名として契約を締結した。	文化創造課
332	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトSTROAN	楽器の所有者は岐阜県であることから、保険証明書の楽器所有者には岐阜県と記載すべきである。	措置済	令和4年度	現行の保険証明書の楽器所有者を岐阜県に変更した。	文化創造課
333	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	5 施設管理	会議室の使用順位を決定するルールを明記すべきである。	措置済	令和4年度	貸館使用順位の決定ルールを明記した。	文化創造課
333	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	5 施設管理	県のルールに従って、廃棄処分を検討し、少なくとも、いつまでに廃棄処分をするかの具体的な計画を立てるべきである。	措置済	令和4年度	同時通訳機は備品ではなく、設備として設置されたものであるため、備品としての廃棄処分に関する手続きは行わない。今後、会議室の目的変更等のための改修工事を行う場合に、必要に応じて撤去する。	文化創造課
333	意見	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	5 施設管理	防犯カメラについては、岐阜県個人情報保護条例などの法令による制約に反するがないよう、防犯カメラの設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。	措置済	令和4年度	防犯カメラに関する規定を作成した。	文化創造課
334	意見	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	5 施設管理	監視カメラについては、岐阜県個人情報保護条例などの法令による制約に反するがないよう、防犯カメラの設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。	措置済	令和4年度	監視(防犯)カメラに関する規定を作成した。	文化創造課
334	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	5 施設管理	行政財産の目的外使用許可を受けた区画を委託先業者に占有使用させることは、状況によっては、転貸と評価される場合もある。 文化創造課及び指定管理者は、転貸に該当するか、管財課と協議して、転貸等の許可手続等について検討すべきである。	措置済	令和4年度	本件は指定管理者から第三者への契約に基づく運営委託であり、転貸には当たらないと判断した。	文化創造課
335	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	5 施設管理	指定管理者が自主事業を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、県に対し、再委託の申請を行い、承認を受けるべきである。	措置済	令和4年度	指摘のあった事業は自主事業と位置づけられているため、再委託の申請は不要と判断した。	文化創造課
336	意見	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	6 指定管理者	指定管理業務について、施設管理とサラマンカホールの企画事業を分けて募集をするなど、指定管理者の募集に関し、より多くの団体の応募を促し競争原理を働かせる募集方法を検討することが望ましい。 また、音楽文化の創造と県のイメージアップを効果的に実現するために、サラマンカホールの企画事業については、5年ではなく、例えば10年などの長期間を指定管理期間にして、指定管理者による人材投資を促し、実績と経験を積める環境を整えることが望ましい。	措置済	令和4年度	指定管理の申請に関しては、多分野に対応できる1者のみが申請可能としているものではなく、それぞれ特定分野得意とする複数者の共同体でも申請可能とすることで競争性を確保している。 指定期間に関しては、本県では競争性の確保と安定したサービスを提供する観点から指定期間を原則5年としており、長期化には参入機会の減少というデメリットもあるため、原則どおり指定管理期間は5年とする。	文化創造課
336	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	6 指定管理者	管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、利用者に対する公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等について、本施設を「熟知した」専門家等から評価を得るために、現地視察が不可欠である。現地を視察しなければ、上記各項目について、「熟知」することはできない。 指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	新任の評価員については、必ず現地視察を行うこととした。また、継続の評価員については、希望者について現地視察を行うこととし、視察が行われたことは議事録に記載することとした。	文化創造課
338	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	7 再委託	一般的に業務委託の委託料には、受託者の人件費が含まれていることから、指定管理者の構成員が委託先となっている業務委託の委託料にも当該構成員の人件費が含まれているか否かを確認する必要がある。 また、委託料に構成員の人件費が含まれている場合には、上記収入支出決算額調の人件費に計上されていることを併せて確認する必要がある。 しかしながら、OKBふれあい会館の指定管理者は、構成員が委託先となっている業務委託の内容等について具体的な説明を行わないと、上記基本協定書第24条に記載のある「指定管理業の実施に要する費用」を算出することができない。 指定管理者は、その構成員への委託業務を含む、自らが業務遂行のために要した費用を、根拠資料を示すとともに、正確に報告すべきである。	今後対応		複数施設に共通する課題であるため、統一的な対応について関係課と協議中。統一的な対応が決定した時点で、手続を進める。	文化創造課
338	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	7 再委託	県に対して申請されている再委託先が指定管理者の構成員以外であることも考慮すると、指定管理者の構成員は指定管理者の第三者ではなく当事者であり、構成員への委託は第三者委託には該当しない。 したがって、上記「委託料支出調(第三者委託分)」の「委託先」には、指定管理者が再委託している業者(指定管理者の構成員を除く。)を「委託先」として記載すべきである。	今後対応		複数施設に共通する課題であるため、統一的な対応について関係課と協議中。統一的な対応が決定した時点で、手續を進める。	文化創造課
341	指摘	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	7 再委託	再委託の承認に際しては、再委託契約書、再々委託契約書等の提出や、県の調査が再委託先、再々委託先等にも及ぶことなどを条件として、再委託の承認の是非を検討すべきである。	今後対応		複数施設に共通する課題であるため、統一的な対応について関係課と協議中。統一的な対応が決定した時点で、手續を進める。	文化創造課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
341	意見	第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール	8 OKBふれあい会館の基本計画(グランドデザイン)	OKBふれあい会館の基本計画として、特に稼働率の低い施設について、今後も既存の施設形態を維持したまま運営をしていくのか、あるいは、既存の施設形態に捕らわれず全く異なる使い方をするのか長期的な方針を定めた上で、現在利用率が低い施設の修繕や改修の必要性の有無・優先順位を検討することが望ましい。 また、今後の施設の修繕や改修を行う場合には、利用目的を明確に定め、当該目的との関連性を検証することが望ましい。	措置済	令和4年度	稼働率の低い施設について、修繕や改修の予定は現在なく、県有施設長寿命化計画をもととした施設全体の維持管理に必要な修繕工事については計画的に行うこととしている。今後、稼働率の低い施設について、修繕や改修を行う場合は、利用目的を明確に定め、当該目的との関連性の検証を行う。	文化創造課
347	指摘	第13 飛騨・世界生活文化センター	3 情報管理	飛騨コンソーシアム文書管理規程については、岐阜県公文書規程と同様の保存期間を定めるべきである。	措置済	令和4年度	飛騨コンソーシアム文書管理規定の会計書類の保存期間について岐阜県の公文書規程と同様の保存期間を定めた。	文化創造課
348	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	3 情報管理	施設のホームページが個人のサーバーで管理されており、レンタルサーバーの契約内容を修正し、指定管理者名による契約に統一すべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者名による契約とした。	文化創造課
349	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	4 物品管理	本件覚書は、高山市が、県の施設を倉庫として使用する内容であるが、このような倉庫としての利用方法は、本施設の目的外使用である。目的外使用許可は県が許可を与えるものであり、指定管理者が独自に許可を与えられるものではない。覚書の内容からは、指定管理者において、市有美術品を借り入れている側面もあると思われるが、倉庫としての使用であることに変わりはなく、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の手続等を検討すべきである。	措置済	令和4年度	本美術品は指定管理者が高山市から無償貸与を受け、それを指定管理事業のなかで展示に活用しているものであり、倉庫への保管も指定管理業務の一環であるため、目的外使用許可を必要としない。	文化創造課
349	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	4 物品管理	単なる無償寄託と捉えた場合、寄託者は、県の施設を倉庫として使用している状況にある。したがって、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の手続等を検討すべきである。	措置済	令和6年度	寄託された絵画について、白川村が保存すべき絵画と処分すべき絵画の仕分け作業を進めたうえ、白川村役場建替時に県から白川村へ返却することとした。	文化創造課
350	意見	第13 飞騨・世界生活文化センター	4 物品管理	寄託による物品の受け入れの場合、県有財産としての物品登録調査の作成は必要ないとしても、他者の物品を保管していることから、寄託物品の目録等を作成すべきである。	措置済	令和4年度	寄託資料台帳を作成した。	文化創造課
350	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	4 物品管理	施設内に存在する物品の中で、所有者不明物品については、所有者を確認の上、県有財産であるかどうかを確認し、寄附採納等の手続を行うべきである。(保管物品)	措置済	令和4年度	各物品について、所有者を確定し、必要な手続きを行った。	文化創造課
351	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	4 物品管理	施設内に存在する物品の中で、所有者不明物品については、所有者を確認の上、県有財産であるかどうかを確認し、寄附採納等の手続を行うべきである。(応接室)	措置済	令和4年度	各物品について、所有者を確定し、必要な手続きを行った。	文化創造課
351	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	4 物品管理	空きスペースをギャラリーとして活用することは良い取り組みであるが、施設利用であるとすれば、条例に従った施設利用のルールに従った取り扱いが必要である。ギャラリー利用規約があるものの、①本来の利用方法と異なる手続きを定めており、利用料金の減免申請の手続きを取るなどの方法を探る、②指定管理者自体が物品を借り入れた上で指定管理者として設置するなど、管財課と協議の上、手続を検討すべきである。	措置済	令和4年度	展示ギャラリーは、指定管理業務の一環として実施するものであるため、利用料金を定めて貸館として実施するものではない。	文化創造課
352	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	4 物品管理	避難所としての利用や、災害備蓄品の保管は、本来の利用目的とは異なることから、市からの災害備蓄品の保管に関する、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	措置済	令和4年度	防災備蓄品の保管に関しては、災害対策基本法で定められたとおり、管理者(指定管理者)と高山市の間で、施設使用に関する同意が記載された覚書を締結しているため、県の目的外使用許可の手続きは必要ないことを関係課と協議して判断した。	文化創造課
353	意見	第13 飞騨・世界生活文化センター	5 施設管理	指定管理料の削減を行うことそのものは、過剰の支出を抑制する効果があるため認められるべきところはあるが、平成22年の見直し直後も、指定管理者による事実上の保守点検業務を行っていたのであれば、必要な業務との整理も考えられる。今までには仕様書の見直しを行っていることであるが、事業実施報告書では、平成22年以降の点検が全く行われていないかのような報告にもなっている。改めて仕様書の記載が必要な業務内容が網羅されているかを確認すると共に、事業実施報告書の書式も、点検の実施状況等が分かるよう、見直しを検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	令和3年度からの指定管理期間について、事業実施報告書の書式(指摘該当部分)の見直しを行った。	文化創造課
354	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	5 施設管理	設置された物品が、指定管理者が管理する物品であるならば、当該物品は指定管理者の管理責任が存在することは否めず、物品の管理について、物品を提供する業者の責任とするのであれば、その旨を明確に定める契約書等の整備が必要不可欠である。契約書も存在しない場合、施設内で実際に盗難等が発生し場合に責任問題が不明瞭であり、指定管理者が、実際の管理者である以上は管理責任がないとはなりがたい。責任の所在を把握して適切な管理を行うためにも、契約書等を作成するなど、適切な管理を行うべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者と物品を提供する業者の間で責任の所在を明らかにする文書を作成した。	文化創造課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
354	指摘	第13 飛騨・世界生活文化センター	5 施設管理	設置者の責任に基づいて設置者が独自で物品を設置しているとするのであれば、当該設置行為は、ミュージアムの運営に協力する一方で、展示販売としての施設を使用する側面があり、展示販売としての使用にあたっては、行政財産の目的外使用許可が必要である。 物品の設置の主体や目的等を確認し、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の手続を行うなど、適切な管理を行うべきである。	措置済	令和4年度	ミュージアム棟における飛騨家具等の展示は、県が仕様書で示した「県民の文化活動や地域活動を支える拠点、観光や産業振興等の拠点」をテーマに指定管理者の工夫で行われているものであり、指定管理業務の一環である。また、展示は販売を目的にしたものではなく、地域振興の一環として、購入希望者がいた場合、家具等の作成会社を紹介するのみであるため目的外使用許可は必要としない。	文化創造課
356	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	5 施設管理	建築物の主要構造物である階段は不動産であつて物品ではない。このため、当該階段は物品登録から削除し、建築物の一部として管理すべきである。	措置済	令和5年度	建築物の一部として管理することとした。	文化創造課
356	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	5 施設管理	指定管理者は、レストランの運営業務について、第三者に委託しているとも考えられる。しかし、部分的な委託と転貸の違いは、任せられた側の主体の独立性に中心があると考えるが、第三者である民間業者がレストランの全てを担い独立した収益を得ている以上は、指定管理者から独立した運営になっていると考える。 このような場合、実質的には、指定管理者の行為は禁止されている転貸行為に該当する可能性がある。 転貸等に当たるのか実態を確認の上、行政財産の目的外使用許可の必要性を含めて、管財課と協議し、許可等の在り方を検討すべきである。	措置済	令和4年度	本件は指定管理者から第三者への契約に基づく運営委託であり、転貸には当たらないと判断した。	文化創造課
357	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	5 施設管理	指定管理者が指定管理業務に付随する業務を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、県に対し、再委託の申請を行い、承認を受けるべきである。	措置済	令和4年度	指摘のあった事業は自主事業と位置づけられているため、再委託の申請は不要と判断した。	文化創造課
357	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	5 施設管理	実際の利用者は高山市ではなく、高山市から独立した法人格を有する一般財団法人飛騨高山大学連携センターである以上、同法人が行政財産の目的外使用許可を受けることが相当であると考える。管財課と協議の上、適切な行政財産の目的外使用許可を行るべきである。	措置済	令和4年度	大学連携センターは高山市から事業を受託し、高山市の管理監督下で事業を行う法人であるため、高山市が目的外使用許可を受けることが相当であると判断している。	文化創造課
358	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	5 施設管理	高山市が行う避難所設置は飛騨・世界文化センターの本来の目的とは異なる使用方法であり、行政財産の目的外使用許可が必要であるところ、使用許可を与えることができない指定管理者が利用に関する取り決めを行っている。 指定管理者が、災害時に高山市に協力すること自体は重要であるため、指定管理者が適正に対応できるよう、県が主体となって、高山市と覚書を締結すべきである。	措置済	令和4年度	災害対策基本法によって「市町村長は避難場所の管理者の同意を得ること」とされており、この管理者は施設の管理者(鍵の管理等)を示しているため、指定管理者と高山市との覚書が適正であることを関係課と協議して判断した。	文化創造課
358	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	5 施設管理	管財課と協議の上、高山市に対する行政財産の目的外使用許可手続について検討すべきである。	措置済	令和4年度	避難所設置に関しては、災害対策基本法で定められたとおり、管理者(指定管理者)と高山市の間で、施設使用に関する同意が記載された覚書を締結しているため、県の目的外使用許可の手続きは必要ないことを関係課と協議して判断した。	文化創造課
359	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	6 関連団体	指定管理者とは別の団体が行う活動である。活動を行う飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、行政財産の目的外使用許可について判断すべきである。	措置済	令和4年度	活用推進協議会事業は仕様書に定められた指定管理事業であり、目的外使用許可は必要ないと判断した。	文化創造課
360	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	6 関連団体	少なくとも、50万円を超える製作費については、報償費とするのではなく、契約(委託契約等)として、相見積もりを取り、契約書を作成すべきである。	措置済	令和4年度	契約書を作成し委託費にて支出した。	文化創造課
360	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	6 関連団体	飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会に対する負担金に関し、監査対象団体であることの届出を、監査委員事務局に提出すべきである。	措置済	令和4年度	協議会負担金を監査対象として報告した。	文化創造課
361	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	6 関連団体	県は、共同体に対して指定管理を行っているが、株式会社飛騨コンソーシアムを設立しているのであれば、同社が指定管理者となるのが本来の在り方とも考えられる。社会保障の為の便宜上の法人格とすることは適切な運営とは言い難い。 指定管理者は、「事務人材管理委託」契約を行っているとするが、同委託契約が、派遣契約であるのか業務委託契約であるかも不明であり、法的な位置づけは整理する必要がある。 人材派遣と業務委託の違いは、派遣先における指揮命令権の有無にあるが、形式上は、指定管理者に指揮命令権があるとしても、その人材のほとんどが株式会社飛騨コンソーシアムの社員であることからすると、全面的な再委託と評価し得るところである。 指定管理者として誰が適切なのか、株式会社飛騨コンソーシアムと締結している「事務人材管理委託」を再委託とするのかなど、管財課と協議の上、検討すべきである。	措置済	令和4年度	第三者委託として県に申請がなされ、これを承認した。	文化創造課
362	指摘	第13 飞騨・世界生活文化センター	7 事業評価	飛騨・世界生活文化センターにおける指定管理料としての支出と飛騨センター活用推進協議会への負担金の支出は、そもそも異なる事業であり、それぞれ別々の予算要求を行うべき事業である。一つに取りまとめてその評価は曖昧になり適切な事業評価がなされているとは言い難い。指定管理料と負担金については、それぞれ別の事業評価調書に記載すべきである。	措置済	令和4年度	令和5年度当初予算要求より、指定管理料と協議会負担金について、それぞれ別の予算要求とし、事業評価調書も別に作成した。	文化創造課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
362	指摘	第13 飛騨・世界生活文化センター	7 事業評価	管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等について、本施設を「熟知した」専門家等から評価を得るためにには、現地視察が不可欠である。現地を視察しなければ、上記各項目について、「熟知」することはできない。 指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	新任の評価員については、必ず現地視察を行うこととし、継続の評価員については、希望者について現地視察を行うこととした。また、視察が行われたことは議事録に記載することとした。	文化創造課
364	意見	第13 飞騨・世界生活文化センター	8 基本計画(グランドデザイン)	施設の有効活用のためには、長期的な視点に立った計画を定め、その計画に沿って、指定管理者制度を運用する必要がある。長期的な視点に立った計画が行われていなければ、今後も、施設として目指すべき方向性を定めて、有効性、効率性、経済性を意識した事業運営を行うことができない。 また、施設の目的として、飛騨地域国際交流拠点のマスター・プランが存在していた。しかし、国際交流拠点の主要施設の1つである世界民族文化研究所に関する運営方針は特段計画されていない。 担当課において、世界民族文化研究所も含めて、今後、どのような長期的な視点で運営するのか計画した上で、指定管理者に運営を委託することが望ましい。	措置済	令和4年度	飛騨・世界生活文化センター条例の第1条に定められた施設の設置目的「生活文化を中心とした県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与する」に沿って指定管理を行っている。	文化創造課
373	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	3 指定管理者	公益財団法人岐阜県教育文化財団に対する特定者指名の理由として、指定管理者審査委員会において挙げられた理由のうち、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自主財源を確保し同財団の経営基盤強化を促すとの点は、地方自治法の定める指定管理の要件、ぎふ清流文化プラザ条例及び岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインの定める指定管理者選定の基準のいずれにも合致しないものである。特定者指名は、法令及びガイドラインの定める要件及び基準に沿って行うべきである。 なお、特定者指名の理由として、①維持管理と文化振興事業の一体的実施による効率的な施設運営、②本県施策と密接に連携した事業展開を行う団体による管理運営も理由として挙げられており、これらは上記規範に合致するものといえる。 しかし、後述のとおり、公益財団法人岐阜県教育文化財団への特定者指名による指定管理には、会計の特殊性(チケット収入を指定管理者の自己財源に入れる)、岐阜県への納付額が指定管理者の利益(収支差額)を基準として算定されない方式となっているという、岐阜県が行っている他の指定管理にはない特殊性がある。これらはいずれも、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自己財源確保による同財団の経営基盤強化に適うものである。 このことからすると、上記①②だけでなく、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自己財源確保による同財団の安定的な事業推進体制の確保という点も、同財団への特定者指名の目的に含まれていたことがわかる。	措置済	令和4年度	審査委員会での県の発言は特定者指名の理由ではない。特定者指名は法令及びガイドラインの定める要件及び基準に沿って行っている。	文化創造課
375	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	3 指定管理者	指定管理業務で得た収入は指定管理事業者としての収入に計上しないと、指定管理業務としての収支が分からず、事業に対する評価ができないし、他施設との比較もできない。 また、指定管理業務としての収支を納付金の額に反映させることもできない。 指定管理業務で得た収入は、指定管理事業者の収入として計上すべきである。	措置済	令和5年度	R6からの事業計画において、指定管理業務で得た収入は指定管理事業者としての収入に計上することとした。	文化創造課
377	意見	第14 ぎふ清流文化プラザ	3 指定管理者	基本協定書の定めによれば、納付金額は指定管理者の収益とは関わりなく算定されることになり、指定管理者に多くの利益(収支差額)が生じた場合にも、それに応じた納付金を徴収することができない。 今後の本施設の基本協定締結にあたっては、指定管理者の利益額(収支差額)に応じた納付金を徴収できるように協定を結ぶことが望ましい。	措置済	令和5年度	基本協定書において、指定管理者の利益額(収支差額)に応じた納付金を徴収できるよう定めた。	文化創造課
378	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	3 指定管理者	評価員に施設を案内したことについても議事録に記載すべきである。	措置済	令和4年度	新任の評価員については、必ず現地視察を行うこととし、継続の評価員については、希望者について現地視察を行うこととした。また、視察が行われたことは議事録に記載することとした。	文化創造課
378	意見	第14 ぎふ清流文化プラザ	4 施設管理	自主事業は、指定管理者が指定管理の対象である施設において自主的に実施する事業であり、義務として行う事業ではない。指定管理業務の中に含めるか、または岐阜県が直接業者に委託することが望ましい。	措置済	令和4年度	制度所管課の定めるガイドラインと要領に沿って自主事業としたものである。	文化創造課
378	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	4 施設管理	公益財団法人岐阜県教育文化財団が喫茶室の運営及び子育て支援スペースの運営を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、岐阜県に対して申請を行い、承認を得るべきである。	措置済	令和4年度	指摘のあった事業は自主事業と位置づけられているため、再委託の申請は不要と判断した。	文化創造課
379	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	4 施設管理	行政財産の目的外使用許可を受けた区画を委託先業者に占有使用せることは、状況によっては、転貸と評価される場合もある。 文化創造課及び公益財団法人岐阜県教育文化財団は、転貸の許可手続について、管財課と協議して、検討すべきである。	措置済	令和4年度	本件は指定管理者から第三者への契約に基づく運営委託であり、転貸には当たらないと判断した。	文化創造課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
379	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	4 施設管理	障害福祉課職員が、岐阜県(障害福祉課)の業務として電気を使用しているのであれば、電気代の精算(公益財団法人岐阜県教育文化財団使用分と障害福祉課職員使用分を区分して精算すること)が必要となる可能性がある。 そこで、文化創造課は、障害福祉課との間で、電気代の精算について協議し、その結果を文書に記録すべきである。	措置済	令和4年度	文化創造課と障害福祉課との間で、電気代について協議し、その結果を文書に記録した。	文化創造課
380	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	4 施設管理	撮影による使用に許諾を要する場合がある芸術作品の存在が仕様書に明記されているにも関わらず、指定管理者も文化創造課担当者も認識していなかった。仕様書に明記されている内容については、指定管理者および文化創造課において把握しておくべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者および文化創造課において、仕様書に明記されている内容について確認した。	文化創造課
381	意見	第14 ぎふ清流文化プラザ	5 県民による施設の利用	ぎふ清流文化プラザ、OKBふれあい会館・サラマンカホールでは、特定の時期に施設を利用できない県民が存在する。県民の利用希望の多い土・日曜日に開催している主催事業を平日に開催することなどを検討し、県民が利用可能な土・日曜日の増加に努めることが望ましい。	措置済	令和4年度	プラザの設置目的は県民文化の振興であり、指定管理者が土・日曜日を主として仕様書で定められた文化事業を実施するのは、県民の参加しやすさを考慮したことである。そのうえで、予備日を少なくするなどして、可能な限りの県民が利用可能な土・日曜日の増加に努める。	文化創造課
383	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	6 契約	随意契約の理由によれば、公益財団法人岐阜県教育文化財団が指定管理者を務めるぎふ清流文化プラザが地歌舞伎公演の開催場所であることが、同財団との一者随意契約の理由になっていることが分かる。 しかし、随意契約理由書の記載からは、なぜ地歌舞伎公演の開催場所がぎふ清流文化プラザに限定されるのかが明確ではない。 この点につき、文化創造課によれば、そもそも地歌舞伎公演は、ぎふ清流文化プラザで開催することを前提として、岐阜県が予算措置した事業であるとのことである。 そうだとすれば、当該事情についても随意契約理由書に記載しなければ、契約の相手方が公益財団法人岐阜県教育文化財団に限定されることの説明としては不十分である。 よって、随意契約理由書には、県事業として開催する地歌舞伎がぎふ清流文化プラザでしか実施できないものであること及びその理由も明記すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年度の契約には指摘された点を明記した。	文化創造課
384	指摘	第14 ぎふ清流文化プラザ	6 契約	随意契約理由書のうち、(c)同社は県からの広報業務も受託しており県広報との相乗効果も期待できる については、推測にとどまると思われるし、「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」に該当する理由となるかどうかは疑問である。 一者随意契約とするのであれば、他の業者ではなし得ないものであることを、より説得的に記載すべきである。	措置済	令和4年度	憶測による理由は記載せず、適切な随意契約理由とした。	文化創造課
396	指摘	第3章 岐阜県の県営都市公園 第1 養老公園	3 施設管理	地積測量図等により、現地において境界に標柱を埋設するなどして、民有地等との境界の範囲を確定すべきである。	措置済	令和4年度	区域は確定しており、現状で支障なしと考えている。	都市公園課
396	指摘	第1 養老公園	3 施設管理	都市公園台帳を、毎年1回は更新すべきである。なお、都市公園課は、令和3年3月に策定した「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、令和3年度中に更新することである。	措置済	令和4年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
396	指摘	第1 養老公園	3 施設管理	毎年、都市公園課は、日々事業の見立と工事事務所にて巡回りを行っている。また、八垣土木事務所は、今回監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。 <u>情記付有するとして 都市公園台帳の混迷けたくない また 都市公園注上の許可等の</u>	措置済	令和4年度	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
396	指摘	第1 養老公園	3 施設管理	措置済	令和4年度	許可一覧については、更新の都度、都市公園課に提出し、情報共有する。	大垣土木事務所	
397	指摘	第1 養老公園	3 施設管理	都市公園台帳とともに、具体的な作業実施スケジュール等を策定した上で、同スケジュールに従い、順次その物件の存否及び権利・許可関係を整理・把握し、各種管理台帳を更新すべきである。	措置済	令和4年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
399	指摘	第1 養老公園	3 施設管理	公園内の建築物等については、日常の点検等により、その現状・危険性の有無及び程度を常に把握した上で、適時に撤去等が実施されるよう、定期的な長寿命化計画の見直しや、危険性の程度によっては、長寿命化計画を前倒して撤去を実施する等、可能な限り危険状態の継続・放置を回避し、その完全な排除に努めるべきである。	措置済	令和4年度	既に十分対応しているが、来園者に危険がないよう引き続き対応する。	都市公園課
400	意見	第1 養老公園	3 施設管理	長らく利用率が低迷している養老キャンプセンターにおいては、養老町と協議の上、同施設の県(都市公園課)による管理を開始し、次期指定管理者募集要項の留意事項に記載のとおり、指定管理者による積極的な運用(他用途を含む。)を図ることが望ましい。	措置済	令和4年度	次期指定管理者の自主事業として、キャンプ場・パークゴルフ場のリノベーションを実施。	都市公園課
401	意見	第1 養老公園	3 施設管理	土木事務所が管理する各橋(周辺道路を含む。)の落ち葉やゴミ清掃等を、養老公園敷地内全体の管理を行っている指定管理者が実施する運用には、経済的合理性が認められるが、指定管理者が行う以上、その業務の内容・範囲については、基本協定書(又は少なくとも仕様書)に記載して明確にすることが望ましい。	措置済	令和4年度	土木事務所の管理については砂防法に係る手続きのみであり、各橋は公園施設であるため、公園一円の管理の一環として指定管理者において対応すべきものと考えている。	都市公園課
402	指摘	第1 養老公園	4 物品管理	古より設置された養老公園内に存在する複数の祠や碑等の歴史的物品については、その設置者又は管理者との間で、歴史的背景・経緯についても協議・確認した上で、都市公園法上の許可等を検討すべきである。	措置済	令和4年度	公園として設置される以前の古くから存在する歴史・伝統あるものであり、地域の実情を踏まえた上で、引き続き、注意深く見守り、状況に変化が生じる等の事情が発生した場合は、改めて検討を行うこととした。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
403	指摘	第1 養老公園	4 物品管理	養老公園内の倉庫については、いずれもその現況を正確に施設管理台帳に反映させ、指定管理者において適切に管理すべきである。	措置済	令和4年度	施設管理台帳への反映を実施。	都市公園課
403	指摘	第1 養老公園	4 物品管理	養老公園事務所に彫刻や絵画等が存在するが、養老公園内の物品については、いずれもその所有者を正確に調査・把握した上で(不明な場合には、都市公園課及び指定管理者がその処理・帰属方法を協議した上で)、これを物品管理台帳に反映させ、指定管理者において適切に管理すべきである。	実施中		指定管理者と協議中	都市公園課
404	指摘	第1 養老公園	4 物品管理	遺失物の経済的価値の有無を問わず、全件、規定された日数以内に、警察署長に提出すべきである。	措置済	令和5年度	警察署と協議し、対応済。	都市公園課
405	意見	第1 養老公園	5 契約関係	石が落下している等の危険個所の修繕については、著作人格権の同一性保持権が及ぼない範囲の改変であるため、施設利用者の安全確保を最優先とし、荒川氏ら側(権利管理団体)への報告・承認に先立ち(又はこれと同時処理的に)、緊急処置的な原状回復作業を実施する方法を検討することが望ましい。 なお、上記緊急処置の実施等について、荒川氏ら側(権利管理団体)へ、事後的な報告・情報共有を行う必要性はあると考える。	措置済	令和4年度	著作権者とは十分連携を図っており、現行の協議方法で合意がとれていることを踏まえた上で、安全確保を第一に適切に管理すべく取り組んでいく。	都市公園課
406	指摘	第1 養老公園	5 契約関係	指定管理者自らを一部委託先業者と指定する本届出書は、明らかな誤記であるため、これを削除し、文書を正確に処理すべきである。	措置済	令和4年度	記載の訂正を行った。	都市公園課
408	指摘	第1 養老公園	7 バリアフリー	養老公園及び園内各施設の造り上、完全なバリアフリー化を図ることは困難と思われるが、養老公園事務所、駐車場、園内道路等、障がい者の利用が当然に予想される箇所から順次着工するなど、中長期的な計画を立案した上で、これを実施し、もって施設の設置目的の一つである老若男女の憩いの場所の提供を図るべきである。	措置済	令和4年度	バリアフリーに関する調査、計画策定をR4年度業務で実施した。	都市公園課
409	指摘	第1 養老公園	8 事業評価	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
415	指摘	第2 岐阜県百年公園	3 物品管理	登録されていないAEDについて、物品登録すべきである。	措置済	令和4年度	AEDを備品登録済み。	都市公園課
415	指摘	第2 岐阜県百年公園	3 物品管理	前任の指定管理者による撤去が困難である場合には、前任の指定管理者に所有権放棄する旨の記録を取り、岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分をすることを検討すべきである。	今後対応		所有者を確認のうえ、ドラム缶の処分を検討する。	都市公園課
416	指摘	第2 岐阜県百年公園	5 施設管理	原則として、毎年、都市公園台帳を更新すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	都市公園課
416	指摘	第2 岐阜県百年公園	5 施設管理	都市公園課は、都市公園台帳に、都市公園法第5条の許可について、指定管理者や土木事務所に確認して、記載すべきである。	措置済	令和4年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
416	指摘	第2 岐阜県百年公園	5 施設管理	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を美濃土木事務所に提出すべきである。美濃土木事務所、指定管理者は、都市公園法第5条の許可についても、網羅的に記載した一覧表を、都市公園課に共有すべきである。	措置済	令和4年度	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					措置済	令和4年度	令和4年4月以降、毎月の収入証紙消印高報告の際に、許可一覧表(公園使用料収入調)を添付して都市公園課に提出している。	美濃土木事務所
417	意見	第2 岐阜県百年公園	5 施設管理	防犯カメラについては、岐阜県個人情報保護条例などの法令による制約に反するがないよう、防犯カメラの設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。	措置済	令和4年度	指定管理者においてカメラの運用規定を作成済。	都市公園課
417	指摘	第2 岐阜県百年公園	5 施設管理	現在使用していない南側の駐車場料金所について、廃棄処分、廃棄計画を検討すべきである。	今後対応		対応を検討する。	都市公園課
420	指摘	第2 岐阜県百年公園	5 施設管理	利用者の把握を適切に行うために、上記係数を定める基準や方法について文書として残しておくべきである。	措置済	令和4年度	報告様式に示しており、現状で差し支えないと考えている。	都市公園課
420	指摘	第2 岐阜県百年公園	6 バリアフリー	92か所のうち62カ所がバリアフリー法に適合していないことは大きな問題であることから、適合可能な箇所を検討の上、順次適合させるために必要な措置を計画的に講ずるべきである。	措置済	令和4年度	バリアフリーに関する調査、計画策定をR4年度業務で実施した。	都市公園課
421	指摘	第2 岐阜県百年公園	7 指定管理者	自主事業として実施している体験事業について、実験段階であったとしても、利用者にとっては体験できることに変わりがなく、当該事業で考えられるリスク(他の公園利用者に対する影響等)は存在する。したがって、当該事業が実験段階であっても、当該事業を実施する場合には、指定管理者と株式会社冒險の森との間で留意事項等も含めた契約を締結すべきである。	措置済	令和6年度	すでに当該事業は停止済。	都市公園課
421	指摘	第2 岐阜県百年公園	7 指定管理者	指定管理者が自主事業を第三者に委託して行う場合には、当該事業が実験段階であつたとしても、事業として行う以上、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、県に對し、再委託の申請を行い、承認を受けるべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者から再委託届を提出済。	都市公園課
422	指摘	第2 岐阜県百年公園	7 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
423	意見	第2 岐阜県百年公園	8 基本計画(グランドデザイン)	指定管理期間である5箇年度を超えた長期間のビジョンとして、基本計画(グランドデザイン)を作成することが望ましい。	措置済	令和4年度	既にグランドデザインとして新・岐阜県都市公園活性化基本戦略があり、引き続き、検証、改訂、強化に取り組んでいく。なお、施設管理計画として計画期間10年の長寿命化修繕計画があり、評価、改訂をしていくこととしている。	都市公園課
430	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	4 ぎふ国際ローズコンテスト	ぎふ国際ローズコンテストの審査員の任期について、具体的に協定等で定めておくべきである。	措置済	令和4年度	ぎふ国際ローズコンテスト仕様書に記載した。	都市公園課
430	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	動力噴霧器の所有者を確認した上で、動力噴霧器の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書なし設置許可申請書を提出させ、許可の判断をすべきである。調査の結果、所有者が確認できないときは、所有者が不明であるとの記録を取り、無主物先占(民法第239条第1項)に基づき岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分することを検討すべきである。	措置済	令和4年度	持ち主不明物品の調査をしたところ、所有者が判明し、所有者により処分された。	都市公園課
431	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	拾得物の台帳を作成すべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者において拾得物台帳を整備した。	都市公園課
432	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	茶器等壊れやすいものについては、戸棚で管理するなど落下防止の対策をすべきである。また、掛軸については、直接日光に触れない場所で保管するなど、劣化防止の対策をすべきである。	措置済	令和4年度	茶器、掛軸等の管理に必要な資材を確保し、適正に管理するよう指導し、現在適切に管理されている。	都市公園課
432	意見	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	多数の茶器や茶道具について、立札席の利用者が比較的多いことから、茶器の常設展示の中で取り扱ったり、茶器や茶道具を使った体験コーナーを設けるなどして、利用者により利用してもらいやすい方法を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	茶器や茶室の利活用について検討し、令和4年度は、新たに茶室や茶器、茶道具等の撮影会を実施するなど、県民に広く関心を持っていただく機会を増やし、PRに努めた結果、令和4年度の実績は茶室の利用は令和3年度の1.5倍となるほか、茶道具の貸し出しや立札席の利用も促進し、茶室の利用目的に従った利用の促進をした。	都市公園課
433	意見	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	アフターコロナ社会の公園利用促進として、茶室の活用方法について、他部局、文化伝承課及び文化創造課と連携しながら、県民に広く周知させ茶室の目的に従った利用を促進することが望ましい。	措置済	令和6年度	茶室での茶器の常設展示に加え、園内の展示エリアを活用し、茶器や茶道具の展示を行うほか、野点など来場者に向けたイベントも開催することで、茶室などの利用促進につなげた。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
433	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	花トピアの横にある県所有のビニールハウスについて、物品一覧表に記載して管理すべきである。	措置済	令和4年度	基礎の無いビニールハウスについては、単管パイプや固定具、ビニールなどの消耗品を組合せ、適宜交換等行い使用するものであり、消耗品として管理しており、物品一覧への記載は要しないと判断する。	都市公園課
434	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	指定管理者が管理している農薬の種類及び数を適切に把握するために、購入の記録簿を作成すべきである。	措置済	令和4年度	農薬の在庫管理を記帳するよう指導し、指定管理者において農薬等適切に管理している。	都市公園課
434	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	5 物品管理	医療用外毒物及び医療用外劇物を保管する棚の鍵については、農薬管理者により適切に管理すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	都市公園課
435	意見	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	保安林の伐採等花のタワーに関する長期的な運用計画を具体的に策定することが望ましい。	措置済	令和4年度	当該公園で整備・改修すべき事項について、計画的に整備をすすめる中で対応する。	都市公園課
435	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	都市公園台帳について、正確に記載し、管理すべきである。 都市公園台帳の誤記部分について、「岐阜県」から「可児市」と修正されたので、一部改善報告とする。	措置済	令和5年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年度更新を実施。	都市公園課
436	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	都市公園台帳を、毎年1回は更新すべきである。	措置済	令和5年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年度更新を実施。	都市公園課
436	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	毎年、都市公園課は、白玉事業の一覧を町工事事務所に提出する。また、町茂土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	措置済	令和4年度	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					措置済	令和4年度	随時、公園における許可の一覧表の作成・更新を行い、毎月、都市公園課に提供し、情報共有を行っている。	可茂土木事務所
437	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	公有財産台帳には登記年月日欄が空欄となっている建物があることから、登記の要否を調査の上、登記が必要な建物については登記をすべきである。	措置済	令和5年度	当該施設については、登記事項全部証明書により確認し、公有財産台帳を修正した。	都市公園課
437	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	登記の有無を調査の上、登記がされている建物については、登記年月日欄に登記された日付を記載すべきである。	措置済	令和5年度	当該施設については、登記事項全部証明書により確認し、公有財産台帳を修正した。	都市公園課
437	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	公有財産台帳に記載のない倉庫を調査し、公有財産台帳に記載すべきである。	措置済	令和5年度	公有財産台帳に記載のない倉庫を調査した結果、未登記財産であったため、不動産登記をするとともに公有財産台帳に記載した。	都市公園課
438	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	岐阜県立国際園芸アカデミーの学生による卒業制作の管理を指定管理業務として指定管理者に委託する場合には、花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書にその旨を明記すべきである。	措置済	令和4年度	次期指定管理者の公募にあたり、実習フィールドの管理を仕様書に記載した。	都市公園課
438	意見	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	現在は、指定管理業務として指定管理者が同国際園芸アカデミーの卒業制作の管理を行っているが、本来は、同アカデミーの学生が教育の一環として卒業制作の管理を行うのが自然である。しかし、現在同アカデミーから公園までは自動車で片道30分ほどかかるため、日常的な管理を行うことは困難である。他方で、園芸管理の観点からも、同アカデミーが公園内にすることは有益である。したがって、同アカデミーを公園内に移転することも視野に入れ、連携を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	農政部と連係・調整し、令和6年度から国際園芸アカデミーの講義の一部を園内で実施することとし、令和5年度に公園内の施設(花トピア)を改修し、アカデミーの講義を実施するための整備を実施することとした。	都市公園課
439	意見	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	指定管理業務として、花き利用促進の教養施設(体験学習施設)として、寄せ植え体験講座の開催、情報発信等により、来園者サービスを実施しているのであれば、花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書に、花き利用促進の教養施設(体験学習施設)として、寄せ植え体験講座の開催、情報発信等の業務を行う旨を明記することが望ましい。	措置済	令和4年度	次期指定管理者の募集にあたり、花トピアを花き利用促進の共用施設として、園芸相談や花飾り講座などの実施を求めた。	都市公園課
440	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	指定管理者は、一般社団法人に対し、業務を委託する場合には、県に対し、再委託の承認の申請を行い、同協会との間で業務委託契約を締結すべきである。	措置済	令和4年度	一般社団法人との間で業務委託契約を締結させ、県へは再委託届を提出させた。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
440	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	6 施設管理	一般社団法人の事務所を賃貸借契約に基づき、花トピア内の管理事務所に設置していることについて、都市公園法上の許可が必要か検討すべきである。	措置済	令和4年度	指定管理事業として実施しているため、都市公園法上の許可は要しないと判断している。	都市公園課
441	指摘	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	7 指定管理者の評価員会議	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
442	意見	第3 ぎふワールド・ローズガーデン	8 基本計画(グランドデザイン)	都市公園活性化基本戦略の基本方針は四季性を前提にしている一方で、基本コンセプトは二季性に親和性のあるものとなっているところ、両方を追及するには、予算的にも指定管理者の業務負担の面からも限界がある。 そこで、ぎふワールドローズガーデンの方向性(二季性か四季性か)を明らかにした上で、各事業の具体的な進め方を検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	ぎふワールド・ローズガーデンについては、四季を通じて楽しめる様、連続開花性の高い品種のバラを集めアブリーや、花回廊や大型遊具の整備など、バラ以外の見所の整備を進めており、今後も更なる魅力向上を図っていくこととしている。	都市公園課
447	意見	第4 ぎふ清流里山公園	3 入園料無料化の検証	有料公園として設計設置した公園について、基本計画の想定に基づき入園料無料化という政策変更をした場合、想定されたゾーン分け収支分析や入園料無料化の経済効果が検証されて然るべきである。都市公園課は、新型コロナウィルスの影響や検証に必要なデータ収集期間を踏まえ、検証時期を明確にしたうえで、入園料無料化前後の収支分析や経済効果を検証することが望ましい。	今後対応		来園者は大幅に増加しており、名称変更等の効果は高いと考えている。また、公園は地域の観光拠点の核であり、この地域の交流人口の増加に大きく寄与している。 なお、現在はコロナ禍の影響が大きく、アフターコロナの回復を見極めた後、収支等の分析を行いたいと考えている。	都市公園課
447	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	4 物品管理	農薬と燃料について、記録簿により使用状況を把握すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	都市公園課
447	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	4 物品管理	備品登録して現物実査する趣旨は、移動可能な動産類の所在を確認し、亡失を防ぐことにある。よって、フットサルゴールのような施設との一体性がなく、移動可能な備品は、備品登録のうえ管理すべきである。	措置済	令和4年度	備品登録しました。	都市公園課
448	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	公有財産台帳を閲覧したところ、一部建物が台帳に反映されていない。建物を登記すべきである。	措置済	令和6年度	固定資産台帳にて「インフラ資産」とされるものについては、公有財産台帳への登録が不要である。一方で建築物は火災保険の関係から公有財産台帳に登録が必要となっている。指摘のあった施設は「インフラ資産」であり、これを踏まえ、以下のように対応した。(財産管理所管課に確認済) ・里山カフェ・テラスは、公有財産台帳を整備済み。 ・足湯施設、屋根付き広場は、工作物であることから、公有財産台帳の整備は不要。 ・屋根付き広場隣接トイレは、建築物であることから、公有財産台帳を整備した。	都市公園課
448	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	公有財産台帳を、毎年1回は更新すべきである。	今後対応		公園施設の状況を確認し、必要に応じて公有財産台帳への登録を実施する。	都市公園課
449	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	都市公園台帳を、毎年1回は 更新すべきである。なお、都市公園課は、令和3年3月に策定した「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、令和3年度中に更新することである。	措置済	令和4年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
449	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を可茂土木事務所に提出すべきである。また、可茂土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。 情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	措置済	令和4年度	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					措置済	令和4年度	随時、公園における許可の一覧表の作成・更新を行い、毎月、都市公園課に提供し、情報共有を行っている。	可茂土木事務所
449	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	県は施設管理台帳のデータを指定管理者に引き継ぎ、指定管理者は、施設管理台帳を加筆、修正、追記等して毎年1回は 更新すべきである。	措置済	令和4年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
450	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	指定管理者は、点検簿の記載漏れのないようにすべきである。土木事務所は、点検簿の記載内容を確認すべきである。	措置済	令和4年度	月次確認にて確認を行っている。	都市公園課
					措置済	令和4年度	毎月の月次報告で指定管理者から提出される点検表により、その状況を把握し、記載内容を確認している。	可茂土木事務所
450	意見	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	防犯カメラの映像の取扱いに関する規程を作成することが望ましい。	措置済	令和6年度	防犯カメラの管理基準・取り扱い・運営要領について作成済み。	都市公園課
450	意見	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	旧バス停を撮影しているカメラは、設置場所からして、子どもの事故があり得る大樹の遊具に向けた方が効果的と考えられるため、撮影対象を検討されたい。	措置済	令和5年度	公園の主となる出入口を確認できる位置にあり、使用用途として価値があることから、現状で差支えない。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
451	指摘	第4 ぎふ清流 里山公園	5 施設管理	屋根付き広場の管理を自主事業と位置付け、都市公園法第5条1項に基づく管理許可による場合には、屋根付き広場を管理物件から除外するよう、基本協定書を変更すべきである。	措置済	令和4年度	公園として、管理すべき物件であり、協定書にもりこむべきものと考えている。	都市公園課
451	指摘	第4 ぎふ清流 里山公園	5 施設管理	指定管理者は、能楽堂を利用した企画を立案し、伝統芸能等の提供をすべきである。	措置済	令和4年度	能楽の定期的な練習、発表会を開催している。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
451	意見	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	都市公園課は、文化伝承課等と協働し、能楽堂を周知することで、能楽堂本来の利用や活用ができるよう、指定管理者を援助することが望ましい。	今後対応		今後、更なる活用について検討を進める。	都市公園課
					今後対応		都市公園課と協議する。	文化伝承課
452	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	能楽堂の貸出事業は、施設管理業務の一環で、指定管理業務として位置づけていることであり、岐阜県都市公園条例第4条の制限行為許可はとられていない。しかし、基本協定書や仕様書には、能楽堂の貸出事業についての規定は存在しない。協定書・仕様書上に、貸出事業を明示することにより、指定管理業務であることを明確にすべきである。	措置済	令和5年度	改めて指定管理者に対し、業務として実施していることを確認済。 業務仕様書3. 指定管理業務の内容(3)企画運営業務⑤において、当該施設を利用して伝統芸能の提供をすることをうたっており、指定管理業務として明確である。	都市公園課
452	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	茶室の無料の貸出事業は、施設管理業務の一環で、指定管理業務として位置づけていることであり、岐阜県都市公園条例第4条の制限行為許可はとられていない。また、基本協定書や仕様書には、茶室の貸出事業についての規定は存在しない。協定書・仕様書上に、貸出事業を明示することにより、指定管理業務であることを明確にすべきである。	措置済	令和5年度	改めて指定管理者に対し、業務として実施していることを確認済。 業務仕様書3. 指定管理業務の内容(3)企画運営業務⑤において、当該施設を利用して伝統芸能の提供をすることをうたっており、指定管理業務として明確である。	都市公園課
453	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	公共公園施設長寿命化計画策定調査業務事業として提出された「報告書(バリアフリー検討)」において、岐阜県福祉のまちづくり条例に適合しないと指摘されている箇所が修繕されていない。見積結果を踏まえ、県と指定管理者で実施主体を確定し、修繕すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	都市公園課
453	意見	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	狂犬病予防法に基づく予防接種やワクチン接種は、犬の所有者にその義務があるとしても、ドッグランやイベントで多数の犬同伴の来園者が見込まれる公園の性質からすると、予防接種やワクチン接種をホームページやドッグラン施設に掲示して呼びかけるなどして、より安全に公園を利用できる仕組みを検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	ホームページ、チラシによる利用者への周知を行っている。	都市公園課
455	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	特別の利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の許可を得るか、特別の利用料金が設定できる規定内容に改正したうえで知事の許可を得るべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	都市公園課
456	意見	第4 ぎふ清流里山公園	5 施設管理	指定管理者が作成する「ぎふ清流里山公園の利用料金に関する規程」には、一部自主事業の利用料金が規定されていないが、規程の趣旨目的からして、自主事業の利用料金についても、規程において的確に管理することが望ましい。	今後対応		利用料金規程の変更を行う。	都市公園課
456	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	6 契約関係	指定管理者が県に提出する再委託届出書の再委託先(業者名)は、個人事業主の場合、契約主体は個人である。再委託先を特定できるよう、法人と個人の区別を明確にし、個人事業主の場合は、屋号とともに契約主体たる個人名を記載すべきである。	措置済	令和4年度	R4再委託届提出時に対応済	都市公園課
457	意見	第4 ぎふ清流里山公園	7 指定管理者	単に指定管理者の収支計算の煩雑さや、評価員のチェックのしやすさという観点だけで、その上位にある基本計画を無視するのは相当でない。基本計画や基本協定の趣旨目的から、ゾーン分け会計の是非を検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	次期指定管理者公募の基礎資料等とするため、ゾーン分けの会計は必要と考えている。	都市公園課
457	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	7 指定管理者	県は、基本協定書に基づき、原則論として、前受金を県に引き継がせるべきである。指定管理者交代の時点で前受金額を確定することができない場合でも、基本協定書どおりの処理が行われるべきであるが、これを次期指定管理者が引き継ぐことになる場合には、額の規模によっては次期指定管理者に不測の負担を強いることになるから、前受金額の概算額がどの程度になるかを情報提供すべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者に対し、引継ぎ時には銭湯の回数券など前受金について次期指定管理者と協議し、引き継ぐよう指導した。	都市公園課
458	指摘	第4 ぎふ清流里山公園	7 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
459	意見	第4 ぎふ清流里山公園	8 基本計画(グランドデザイン)	岐阜県の都市公園活性化基本戦略は、戦略に基づく展開、見直しを行い、新たな戦略を作成する5年サイクルの計画であり、その取組みは評価できる。一方で、ぎふ清流里山公園では、未供用区域の利活用や、平成記念公園活性化基本計画の検証など中長期視点からの課題もある。よって、5年サイクルによる基本戦略とは別に、中長期的な観点から、基本計画(グランドデザイン)を作成することが望ましい。	措置済	令和4年度	既にグランドデザインとして新・岐阜県都市公園活性化基本戦略があり、引き続き、検証、改訂、強化に取り組んでいく。なお、施設管理計画として計画期間10年の長寿命化修繕計画があり、評価、改訂をしていくこととしている。	都市公園課
466	指摘	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	3 都市公園台帳	「新規バーベキュー施設」「大型迷路」「ケータリングカー」など設置許可の手続が行われている内容に関する正しい記載を含めて、都市公園台帳を更新すべきである。	措置済	令和4年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
466	指摘	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	3 都市公園台帳	阜土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。 情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	措置済	令和4年度	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					措置済	令和4年度	許可一覧表は從前から作成していたが所内で使用していた。R3年度から都市公園課へ情報提供することとした。	岐阜土木事務所
467	指摘	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	4 施設管理	国及び中日本高速道路株式会社との間で、隣接地との境界に標柱を埋設するなどして、世界淡水魚園(オアシスパーク)の敷地を明確にするべきである。	措置済	令和4年度	区域は確定しており、現状で支障なしと考えている。	都市公園課
468	指摘	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	4 施設管理	利用者の把握を適切に行うために、利用者の把握方法や基準について文書として残しておくべきである。なお、担当課からは、来年度以降に「県営公園管理マニュアル」改定時に掲載等を検討するとの回答があった。	措置済	令和4年度	検討の結果、報告様式に示しており、現状で差し支えないと考えている。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
468	意見	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	4 施設管理	モニュメント等の著作物の修繕等において、著作権の確認が必要となることから、著作権についての記載がある覚書等を作成することが望ましい。	措置済	令和4年度	今後、修繕等が生じた際に協議することとする。	都市公園課
470	意見	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	5 事業	管理許可による販売所の設置を始めてから、20年間が経過する。この間、都市公園法の改正などもあり(都市公園法第5条の2等、名城公園のトナリノのように、都市公園において、食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う制度(Park -PFI制度)の利用も考えられる。 今後は、管理許可だけでなく、Park -PFI制度も検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	当方としては現状の対応で差し支えないと考えているが、既存施設を廃止してまでP-PFIを導入すべきかも含め長期的に検討すべき項目であると考えている。	都市公園課
471	指摘	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	5 事業	設置許可是、施設等の使用する面積に応じて利用料が変わるため、正確な使用面積(使用場所)を示したうえで申請しなければならない。ケータリングカーについて、実際に使用している面積(使用場所)に基づいて、設置許可の申請を行うべきである。	措置済	令和4年度	申請時に、出店場所の変更の見込みを確認することとした。	都市公園課
471	指摘	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	5 事業	投げ銭などは大道芸人が取得するとの担当課の回答を前提とすると、大道芸での売り上げ(投げ銭など)は、指定管理業務に基づくものであるから、指定管理者の収入として、収支について定期監査資料への反映が必要である。また、大道芸人個人もしくは所属事務所との間で、再委託の手続が必要となる。大道芸人を呼ぶイベントが、自主事業か指定管理業務なのか検討し、都市公園法上の許可や再委託の手続の必要性について検討すべきである。	措置済	令和5年度	大道芸は指定管理業務として覚書に基づき実施している。投げ銭は大道芸人がすべてを取得しており、指定管理者の収入となっていない。	都市公園課
472	指摘	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	6 指定管理者	営業料に係る取り扱いについて、令和2年度のみ変更契約をしている点について、コロナによる営業への影響があったことは想像できなくはないが、少なくとも決裁手続においては、赤字となっていることを示す資料を添付するなどして、判断過程が分かるようにした上で、決裁すべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者の経営状況の資料を添付しており、対応済。	都市公園課
473	指摘	第5 世界淡水魚園(オアシスパーク)	6 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、現地視察が不可欠である。管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
480	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクアトトぎふ)	3 施設管理(都市公園台帳)	都市公園台帳を、更新すべきである。なお、都市公園課は、令和3年3月作成の「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化更新マニュアル」に基づき、今後更新をしていくとの回答があった。	措置済	令和4年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
480	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクトアトギフ)	3 施設管理(都市公園台帳)	阜土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。 情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	措置済	令和4年度	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					措置済	令和4年度	許可一覧表は従前から作成していたが所内で使用していた。R3年度から都市公園課へ情報提供することとした。	岐阜土木事務所
481	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクトアトギフ)	4 指定管理者	指定管理者の運営期間は平成16年7月14日から平成46年3月31日の長期間にわたるため、関連法の改正や各種マニュアルの改訂に伴って変更が必要な場合には、随時協定書の見直しを行い、必要な条項(文書管理規程と情報公開請求規程など)を付記し、契約全体の内容が分かるよう、契約条項全部を記載した変更契約を作成すべきである。	措置済	令和4年度	30年間の協定は確定しており、真に必要な変更に限って変更協定で対応することで双方とも合意している。	都市公園課
482	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクトアトギフ)	4 指定管理者	設置許可申請を行った施設に係る業務は、指定管理業務ではなく、自主事業にあたると解される。 したがって、「簡易屋台 うし若丸」及び「自動販売機コーナー」については、自主事業に該当するか、再度、検討すべきである	措置済	令和6年度	「簡易屋台 うし若丸」及び「自動販売機コーナー」の設置は指定管理業務であるため、今後は設置許可手続きを行わない。	都市公園課
483	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクトアトギフ)	4 指定管理者	岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに従い、指定管理者に対し、再委託の申請をさせるとともに、指定管理者監査資料に再委託先の記載を正確に反映するように指導すべきである。	措置済	令和6年度	基本協定書は、現行の岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン制定前に締結しており、当時のガイドラインには県への再委託申請が定められていなかった。現行のガイドラインに沿った対応となるよう指定管理者と協議し、今後は再委託申請を実施してもらうこととした。	都市公園課
484	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクトアトギフ)	4 指定管理者	経常利益に係る取り扱いについて、令和2年度のみ変更契約をしている点について、コロナによる営業への影響があったことは想像できなくはないが、少なくとも決裁手続においては、赤字となっていることを示す資料を添付するなどして、判断過程が分かるようにした上で、決裁すべきである。	措置済	令和4年度	指定管理者の経営状況の資料を添付した。	都市公園課
484	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクトアトギフ)	4 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
486	指摘	第6 世界淡水魚園水族館(アクトアトギフ)	6 事業	指定管理者は、岐阜市の依頼を受け、希少種の保護・飼育を行っており、本件取り組みは、地域貢献の一環であり、継続することが好ましいものである。しかし、他自治体からの生物の預かりは、指定管理業務の一環とはいえないため、指定管理者において自主事業として扱うか、県において岐阜市との間で覚書の取り交わしを行った上で、指定管理業務の一つとして組み込む方法などするべきである。現在のような岐阜市から指定管理者への依頼のみで生物を預かる取り扱いについては変更することが必要である。	措置済	令和4年度	希少生物の保護、生態研究などは、地域に所在する水族館としての判断で本来求められる役割を果たしているものと考えている。	都市公園課
486	意見	第6 世界淡水魚園水族館(アクトアトギフ)	7 グランドデザイン	多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することで、今後さらに世界淡水魚水族館を魅力的な施設とするだけでなく、他の県有施設とのシナジーによる県有施設全体の活性化のためにも、岐阜県博物館などの他の文化施設との連携事業を検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度から、「ぎふ森林づくりサポートセンター」の協力により、ぎふの木のおもちゃに親しむイベントを毎年開催している。また令和5年度は、岐阜県博物館とのコラボワークショップを開催した。今後も他の県有施設との連携事業を進めしていく。	都市公園課
490	指摘	第7 各務原公園	3 文書管理	指定管理者が保有する文書は公文書であり、当該公の施設を所管する長(担当は都市公園課)が実施機関となる。そのため、岐阜県公文書規程に準じた規程を整備すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	都市公園課
491	指摘	第7 各務原公園	3 文書管理	指定管理者が保有する文書は公文書であり、当該公の施設を所管する長が実施機関となる。貸出申請書も、公文書であるから、提出した書面(押印等があるもの)の写しをフォルダーに入れるか、PDF等のデータで保管すべきである。 ワードデータの保存では、提出した書面そのものが厳密には分からぬ。	措置済	令和4年度	指定管理者において文書管理規定を整備し、これに基づき文書管理を行っている。	都市公園課
492	指摘	第7 各務原公園	4 現金管理	日々の帳簿管理が不十分となっているため、記録よりも入金が多くなっている可能性がある。経理担当の事務はいないため、一日の売上等現金の確認を、所長一人で行っており、ダブルチェックとなっていない。 指定管理者は、経理担当の事務を置き、現金管理のダブルチェックを行い、自主事業の実施について、正確な金額等を県に報告すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	都市公園課
493	指摘	第7 各務原公園	5 物品管理	管理施設のベランダにある所有者不明の置物所有者を確認し、資料上、岐阜県の所有物であると確認できるのであれば、物品登録すべきである。	措置済	令和4年度	物品登録が必要な物品ではなかつたため物品登録は行わない。	都市公園課
493	指摘	第7 各務原公園	5 物品管理	基本協定書の文言上、指定管理者が設置(購入)したAEDについて、無償で、県に引き渡さなければならない。AEDは、都市公園において重要な備品であることから、募集要項及び協定書において、指定管理者が設置したAEDについて、所有権が県と指定管理者のどちらに帰属するか明確にすべきである。 都市公園課によると、今後、基本協定書第38条第3項に基づき、指定管理者が設置(購入)したAEDについては、無償で県又は次期指定管理者へ引き継ぐことにすることである。	措置済	令和4年度	協定書に基づき次期指定管理者引継ぎ時にAEDを引き継ぐ。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
494	指摘	第7 各務原公園	5 物品管理	拾得物について、「拾得物出一覧表(現金・貴重品)」はあるが、現金・貴重品以外の拾得物についての台帳がなく、台帳に記録していない。現金・貴重品以外の拾得物についても、拾得物の台帳を作成するべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	都市公園課
494	指摘	第7 各務原公園	6 施設管理	原則として、毎年、都市公園台帳を更新すべきである。 都市公園課は、令和3年度中に、都市公園台帳を更新する予定と説明している。	措置済	令和4年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
494	指摘	第7 各務原公園	6 施設管理	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を岐阜土木事務所に提出すべきである。また、岐阜土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。 情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	措置済	令和4年度	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					措置済	令和4年度	許可一覧表は従前から作成していたが所内で使用していた。R3年度から都市公園課へ情報提供することとした。	岐阜土木事務所
495	指摘	第7 各務原公園	6 施設管理	都市公園台帳において、「建築物」として記載されている「東屋－1～東屋－7」及び「物置」を、公有財産台帳に登録すべきである。	措置済	令和6年度	・インフラ資産は、公有財産台帳への登録が不要のため、工作物である東屋は登録不要である。 ・物置は基礎がないものであるため、物品として物品台帳に登録した。	都市公園課
496	指摘	第7 各務原公園	6 施設管理	各務原市の借入地と県の所有地において、現地において杭を設置するなどして、境界を確認すべきである。また、図面上も、ポイントを明示するなどして、境界線を明確にすべきである。実施する時期については、各務原市との関係性及び各務原市との協議によって検討していただきたい。	措置済	令和4年度	区域は確定しており、現状で支障なしと考えている。	都市公園課
496	指摘	第7 各務原公園	6 施設管理	公共公園施設長寿命化計画策定調査業務事業として提出されている「報告書(バリアフリー検討)」で指摘された課題を踏まえ、水飲み場や階段等についての改修計画を立てるべきである。	措置済	令和4年度	バリアフリーに関する調査、計画策定をR4年度業務で実施した。	都市公園課
497	指摘	第7 各務原公園	7 交通教室(指定管理業務)	仕様書等に「交通教室」を記載しないことは、指定管理者が行うこととされている業務の範囲として、施設の運営、維持管理等に関する内容を詳細に記載したことにはならない。また、指定管理者が「交通教室」を実施しなくても良いということになりかねない。各務原公園において、最も重要な指定管理業務の一つである「交通教室」については、仕様書に、明記すべきである。	措置済	令和4年度	業務仕様書には、管理運営の基本方針として「子ども達の自由な遊びの中で交通地域や正しい交通マナーが覚えられるよう、施設の特色を最大限活用した管理運営を行うこと」との趣旨の記載がある。また、「足踏み式ゴーカートの貸出業務」の記載があり、道路、横断歩道、信号機の施設があることから、現仕様書で子どもたちが交通ルールやマナーを学ぶことができる運営を行う仕様となっている。 また、業務仕様書には、運営協働会議の開催について記載があり、当会議において、業務内容等を協議することになっており、子ども達の交通安全の学びに関する運営の充実や改善が図られている。	都市公園課
497	指摘	第7 各務原公園	7 交通教室(指定管理業務)	「交通教室」で実施する授業内容については、仕様書及び基本協定書に記載がないことから、都市公園課及び指定管理者は、交通教室の授業内容について、事前に、協議すべきである。都市公園課によると、今後、地域協働会議の場を活用して議論することを考えているとのことである。	措置済	令和4年度	地域協働会議(運営協働会議)で業務内容を協議している。	都市公園課
498	指摘	第7 各務原公園	8 指定管理者	入場者数は、都市公園の管理運営を評価する項目の中でも、重要な数値である。入場者数の計測方法等を明記することで、正確性を確認することができるし、他公園との比較や過去との比較を行い、当該計算方式が合理的かどうかを検証することができる。 仕様書、マニュアル等に、入場者数の計測方法等を明記すべきである。	措置済	令和4年度	報告様式に示しており、現状で差し支えないと考えている。	都市公園課
499	指摘	第7 各務原公園	8 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
499	意見	第7 各務原公園	8 指定管理者	幼児用ラジコンバッテリーカーなどの利用者数が多い自主事業については、指定期間終了後(指定管理者が交替した後)に、自主事業における好事例として掲載などすることが望ましい。成功している事業については、指定期間終了後(指定管理者が交替した後)も、継続することが望ましいからである。	措置済	令和6年度	次期指定管理者の公募説明会などの機を捉えて、好事例として説明し継続することとした。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
500	意見	第7 各務原公園	9 各務原公園の基本計画(グランドデザイン)	<p>現状、新・岐阜県都市公園活性化基本戦略により、5箇年度を対象とした方向性が示されている。</p> <p>しかし、報告書(バリアフリー検討)を踏まえた改修計画が策定されていない。また、指定管理期間を超えた長期的な視点で検討した計画はない。</p> <p>①修繕など予算の問題もあり、長期的な期間を要する問題があることや、②指定管理者を管理する担当課の立場を考慮すると、指定管理期間を超えた長期間の計画を立てることが望ましい。</p> <p>例えば、住生活基本計画のように、10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うことが考えられる。</p>	措置済	令和4年度	既にグランドデザインとして新・岐阜県都市公園活性化基本戦略があり、引き続き、検証、改訂、強化に取り組んでいく。なお、施設管理計画として計画期間10年の長寿命化修繕計画があり、評価、改訂をしていくこととしている。	都市公園課
507	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	3 物品管理	維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。維持費がどの程度なのかを検討しているのであれば、岐阜県会計規則第86条に則り、維持費の見込額を記載した書面を作成すべきである。	措置済	令和4年度	令和4年度以降、寄附採納にあたっては維持費の見込額を記載した上で申請させ、決裁を受けることとした。	地域スポーツ課
508	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	3 物品管理	柔道協会の写真が柔道場に常設されていることについて、譲り受けているのか、借りているのか、置いてあるのかを整理すべきである。	措置済	令和4年度	【改善報告】	地域スポーツ課
508	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	3 物品管理	毎週、岐阜北警察署へ届出をする曜日を決めるなどして、遺失物を、1週間以内に届け出るようにすべきである。特に、金銭等については、速やかに届出をしないと、不信感をもたれるおそれがある。	措置済	令和4年度	指定管理者と協議し、今後は1週間以内に届け出ることとした。	地域スポーツ課
511	意見	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	4 契約	<p>一者随契となった契約について、見積合わせができない時期に至るまで、なぜ見積合わせをしなかったのかその理由が不明確である。そのため、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情」を十分に記載しているとはいえない。</p> <p>「見積合せをしていたのでは、時機を失し、契約の目的を達することができない」のであれば、そのような状態に至った理由についても、具体的に記載することが望ましい。</p>	措置済	令和4年度	令和4年度から、随契理由書により具体的な理由を記載するよう整理した。	地域スポーツ課
512	意見	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	4 契約	<p>一者随契となった契約について、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない」状況になった理由は、「電子調達にかけたが応札業者がなく、一度不調に」なった場合に、再度、電子調達にかけるだけの時間的余裕がなかったためであるが、一度不調になる可能性も考慮して、再度、電子調達にかけることができるよう、スケジュールを検討する必要がある。</p> <p>仮に、スケジュールの検討が困難であるならば、その理由を、随意契約理由書に具体的に記載することが望ましい。</p>	措置済	令和4年度	令和4年度から、随契理由書により具体的な理由を記載するよう整理した。	地域スポーツ課
513	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	5 施設管理	都市公園台帳において、「年月」の記載を建築年月日とし、各施設の建築年月日や更新履歴を記載すべきである。	措置済	令和4年度	都市公園台帳について、建築年月や更新履歴の入力漏れの無いよう整理した上、適切に管理する。	地域スポーツ課
513	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	5 施設管理	警察官詰所について、登記しているのであれば、「登記年月日」について、公有財産台帳に登録すべきである。	措置済	令和4年度	令和3年度中に登録完了した。今後は登録漏れの無いよう適切に管理する。	地域スポーツ課
514	意見	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	5 施設管理	モニュメントについて、著作権を明確にした契約書を作成していないものもあるが、著作物の修繕等において、著作権の確認が必要となることから、著作権についての記載がある請負契約書等を作成することが望ましい。	措置済	令和4年度	今後、著作権の処理が必要な工事施工・備品取得を行う場合には、適切な文言を記載した契約書等を作成する。	地域スポーツ課
517	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	7 指定管理者	<p>「平成24年度に開催したぎふ清流国体の成果を東京オリンピックに繋げるため」に指定管理者を特定者指名していた点について、令和3年度に東京オリンピックが無事終了したことから、原則論どおり、指定管理者を公募することを選択肢の一つとして、検討すべきである。具体的には、公募とすることのメリット・デメリット、特定者指名とするとのメリット・デメリットを具体的に示した上で、岐阜県指定管理者制度等運用委員会に諮るべきである。公募の方法について、「ア 本県と密接に連携して事業を開拓する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」に該当するのであれば、その分、評価を高くするなどの方法が考えられる。</p>	措置済	令和4年度	<p>岐阜県指定管理者制度等運用ガイドラインにおいて、「ア 本県と密接に連携して事業を開拓する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」は特定者指名とができることとされている。</p> <p>指定管理者制度等運用委員会においては、特定者指名とする理由について説明し、審議の結果妥当であるとされている。</p>	地域スポーツ課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
519	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	7 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	措置済	令和4年度	従来どおり、改選により新たに就任いただいた評価員には、評価に先立ち各施設を案内した。今後も円滑に評価員会議を運営していく。	地域スポーツ課
520	意見	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	7 指定管理者	施設ごとに、管理状況が適切であるかどうか検証できるようにするためにも、現在の総合的な評価だけでなく、少なくとも、岐阜県スポーツ科学センター、岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターについては、岐阜メモリアルセンターと長良川球技場とは別に、施設ごとの評価も明確にすることが望ましい。	措置済	令和4年度	指定管理者に複数施設を一括して管理させるにあたっては、施設所管課において、施設を一体的・総合的に活用することで得られる効果(施設間の事業連携、効率的な施設貸出、スケールメリットを活かした管理面・資金面での柔軟な運営等)から、一括管理の方が施設相互の効用を最大限発揮できると整理した上で、県内部及び県指定管理者制度等運用委員会に諮り、指定管理者の指定を行っている。そのため、指定管理者の評価に当たっては、一括管理している施設を一体的・総合的に評価することが望ましく、施設ごとに評価を行うことは一括管理の趣旨にそぐわないと考える。	地域スポーツ課
521	指摘	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	8 公益財団法人岐阜県スポーツ協会	岐指定管理者が保有する文書は公文書であり、当該公の施設を所管する長が実施機関となるが、岐阜県公文書規程と県公文書規程と公益財団法人岐阜県スポーツ協会文書規程との間に相違点があると、文書管理において混乱が生じやすくなる。そのため、公益財団法人岐阜県スポーツ協会文書規程を岐阜県公文書規程に準じた規程に整備すべきである。	措置済	令和6年度	公益財団法人岐阜県スポーツ協会文書規程の見直しを行い、県有施設指定管理業務において取扱う文書については岐阜県公文書規程に準ずる旨、改定済み。	地域スポーツ課
523	意見	第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	8 公益財団法人岐阜県スポーツ協会	地域スポーツ課は、今後、負担金の精算に際し、ダブルチェックという観点からも、岐阜スポーツフェア実行委員会に対して、報告の一環として、具体的な裏付け資料の提出を求めることが望ましい。全部の資料提出が困難ということであれば、サンプリング調査を行うことが考えられる。	措置済	令和4年度	事業報告及び決算書は、総会での議決を経た適正な書類であることから、内容に疑義がない場合は領収書等の確認は行っていない。今後も、実行委員会側には、その監査方法や執行方法等について構成員として随時聞き取り等を行い、疑義があった場合には速やかに証拠書類等の提示を求めるなど、適切に対応する。	地域スポーツ課
526	意見	第4章 県庁担当課による管理 第2 文化創造課	3 岐阜県文化振興指針	岐阜県文化振興指針について、文化芸術基本法の改正や、岐阜県文化財保護条例の改正、「清流の国ぎふ」創世総合戦略」の改定など、見直しを検討する機会について例示することが望ましい。	措置済	令和4年度	文化振興指針については、今後必要に応じて改定を行う。	文化創造課
527	意見	第2 文化創造課	4 各施設の利用者選定	会議室等の貸館利用者選定の際、申込が重複した場合に抽選を行う等の事実上の運用について、利用申込規約等により、ルールとして明文化して、県民に示すことが望ましい。	措置済	令和4年度	ルールとして明文化し、HP等にて示した。	文化創造課
527	意見	第2 文化創造課	4 各施設の利用者選定	ぎふ清流文化プラザ、OKBふれあい会館・サラマンカホールでは、特定の時期に施設を利用できない県民が存在する。県民の利用希望の多い土・日曜日に開催している主催事業を平日に開催することなどを検討し、県民が利用可能な土・日曜日の増加に努めることが望ましい。	措置済	令和4年度	各施設の設置目的是県民文化の振興であり、指定管理者が土・日曜日を主として仕様書で定められた文化事業を実施するのは、県民の参加しやすさを考慮したことである。そのうえで、予備日を少なくするなどして、可能な限りの県民が利用可能な土・日曜日の増加に努める。	文化創造課
527	意見	第2 文化創造課	5 迷惑行為者への対応	土岐市立図書館の裁判例を考慮すると、入館禁止についても、条例上、全施設に規定することが望ましい。条例上、入館禁止とする要件(場合)を定めることで、施設にとっては入館禁止の根拠が明確となる。他方、入館禁止が過度に広範囲となることを防ぐことにもなるため、利用者にとって、文化施設を利用する権利を過度に制約することにはならないと考える。	措置済	令和4年度	本来多くの県民の皆様にご利用いただく公の施設であり、現時点において入館禁止の規定を定める予定はない。一方で、条例において退去命令と、退去命令に従わないときは過料に処すとの明記がある。施設としては引き続き適切な管理運営に努める。	文化創造課
527	意見	第2 文化創造課	5 迷惑行為者への対応	退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。岐阜市では、岐阜県警から講師を招いて、実地訓練を行っている。	措置済	令和4年度	指定管理者作成の危機管理マニュアルにおいて、緊急事態や迷惑行為への対応を記載している。実地訓練については今後指定管理者にて実施していくよう促していく。	文化創造課
533	意見	第2 文化創造課	7 各施設の収支分析	今後、文化施設の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各文化施設の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	今後、文化施設の新築等を検討する際の課題とする。	文化創造課
534	意見	第2 文化創造課	8 グランドデザイン(基本計画)	県営都市公園活性化基本戦略の検討方法を参考にするなどして、文化創造課が所管する各文化施設について、各施設の今後の展開(新設、増設、継続、縮小、廃止を含む。)を検討した長期的な計画を策定することが望ましい。	措置済	令和4年度	今後、文化施設の新築等を検討する際の課題とする。	文化創造課
535	意見	第3 文化伝承課	3 市町村文化財保存活用地域計画	岐阜市、美濃市に統一して、県内市町村が文化財保存活用地域計画を作成するよう、具体的な促進計画を策定することが望ましい。	措置済	令和4年度	文化財保存活用地域計画の意義や利点等を関係会議や定期的にメール等で未策定期市町村へ呼びかける。	文化伝承課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
535	意見	第3 文化伝承課	4 岐阜県文化財保存活用大綱	平成19年6月に策定された「岐阜県文化振興指針」について見直しの検討がなされていない。 期間を定めなければ、見直しをする機会を設けにくい。岐阜県文化財保存活用大綱について、期間を設けることが望ましい。 都市公園活性化基本計画と同様の5年間では期間が短いということであれば、「清流の国ぎふ」創世総合戦略」に合わせた10年間とすることが考えられる。	今後対応		「清流の国ぎふ」創世総合戦略」等の本大綱に関連する計画等の計画期間を踏まえ、適切な更新の在り方を検討する。	文化伝承課
535	意見	第3 文化伝承課	5 迷惑行為者への対応	迷惑行為者へ対応する場面を想定して、全施設において、過料の制裁を含む退去命令について、条例上、規定することが望ましい。	措置済	令和4年度	退去命令の規定が必要な施設においては、条例の委任を受けた規則において定めている。	文化伝承課
536	意見	第3 文化伝承課	5 迷惑行為者への対応	土岐市図書館の裁判例を考慮すると、全施設において、入館禁止についても、条例上、規定することが望ましい。条例上、入館禁止とする要件(場合)を定めることで、施設にとっては入館禁止の根拠が明確となる。方、入館禁止が過度に広範囲となることを防ぐことにもなるため、利用者にとって、文化施設を利用する権利を過度に制約することにはならないと考える。	措置済	令和4年度	土岐市に係る裁判の控訴審では、迷惑行為を繰り返したとされる原告の請求は棄却された。(確定)条例への規定については、今後必要が生じた場合に検討することとする。	文化伝承課
536	意見	第3 文化伝承課	5 迷惑行為者への対応	退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。岐阜市では、岐阜県警から講師を招いて、実地訓練を行っている。	措置済	令和4年度	退去命令や入館禁止命令の手順については、各施設において定めており、実地訓練の要否は各施設において必要に応じて判断される。	文化伝承課
536	意見	第3 文化伝承課	6 ネーミングライツ	美術館、図書館、博物館等についても、ネーミングライツの募集について、他の自治体を参考にして、選択肢の一つとして検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	教育機関に特定企業のイメージが先行することの影響等を考慮して導入しないことを平成22年度に決定済である。	文化伝承課
541	意見	第3 文化伝承課	7 各文化施設の収支分析	今後、文化施設の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各文化施設の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	新設、縮小、廃止を検討している施設はないが、継続する施設については、利用者数等の把握を続けていく。	文化伝承課
542	意見	第3 文化伝承課	8 グランドデザイン(基本計画)	県営都市公園活性化基本戦略を参考に、文化伝承課が所管する各文化施設について、各施設の今後の展開(新設、増設、継続、縮小、廃止を含む。)について検討した長期的な計画を策定することが望ましい。	措置済	令和4年度	各現地機関それぞれの計画見直し等の必要性が生じた場合には、個別に対応する。	文化伝承課
544	意見	第4 都市公園課	4 市町村との連携	市町村の運営する公園や国営公園等の基本計画や利用状況(競合状況)を踏まえつつ、イベントや広報において、市町村の運営する公園や国営公園等との連携について検討し、新・県営都市公園活性化基本戦略に反映させることが望ましい。	措置済	令和4年度	各公園運営協働会議には市町村、商工、観光等の団体がメンバーとなっており、すでに市町村等との連携を図っている。	都市公園課
544	意見	第4 都市公園課	6 地域連携推進員	コロナ禍のため、地域連携推進員の配置による有効性が不明である。現在の指定管理期間における地域連携推進員の活動実績を踏まえた上で、地域連携推進員の人事費を含む指定管理料について検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	現在の地域連携推進員の活動実績を踏まえ、指定管理者募集時の予算要求において所要の指定管理料を見込んだ。 また、指定管理者の公募あたり、仕様書等で検討する。	都市公園課
544	意見	第4 都市公園課	6 地域連携推進員	各公園に配置されている地域連携推進員の活動において、地元団体等の連携を深めることができたイベント等の活動実績について、仕様書等に例示することが望ましい。	措置済	令和4年度	地域連携について仕様書で定めており、具体的な活動状況や実績については、月次確認や運営協働会議等の機会で適宜指定管理者から報告を受けチェックしている。	都市公園課
545	意見	第4 都市公園課	7 迷惑行為者に対する対応等	迷惑行為者へ対応する場面を想定して、都市公園条例第11条の「必要な措置」の中に、退去命令や入館(入園)禁止命令等を含むことができるか検討することが望ましい。岐阜メモリアルセンターも、都市公園であることから、都市公園課と地域スポーツ課とが、協議していくことになる。	今後対応		条例において「行為の禁止」を定めており、現時点で条令改正の予定はないが、都市公園法を所管する国の動向を注視する。	都市公園課
545	意見	第4 都市公園課	7 迷惑行為者に対する対応等	迷惑行為者に対する退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。岐阜市では、岐阜県警から講師を招いて、実地訓練を行っている。	措置済	令和4年度	指定管理者である岐阜県スポーツ協会作成の危機管理マニュアルにおいて、迷惑行為への対応を記載している。今後もマニュアルの適切な運用に努める。	地域スポーツ課
					措置済	令和4年度	県営公園管理マニュアルや各公園の危機管理規定において、迷惑行為への対応を記載しており、当面、これに従い対応していく予定。 また、実施訓練は、防災訓練を活用するなど、各公園の実情や必要に応じて適宜実施することを検討していく。	都市公園課
546	意見	第4 都市公園課	9 ネーミングライツ	県営都市公園についても、他の自治体を参考にして、ネーミングライツの募集について、選択肢の一つとして検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	各公園名称の命名経緯、利用者への定着した名称であり現時点でネーミングライツにはなじまないものと考えている。	都市公園課
551	意見	第4 都市公園課	10 各都市公園の収支分析	今後、都市公園の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各都市公園の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	各公園の予算は公園の規模や入園者数を勘案して配分を行っており、今後も各公園の状況に応じた予算要求を行う。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
551	意見	第4 都市公園課	11 長期計画(グランドデザイン)	現状、新・岐阜県都市公園活性化基本戦略により、5箇年度を対象とした方向性が示されている。 しかし、①修繕など予算の問題もあり、長期的な期間を要する問題があることや、②指定管理者を管理する担当課の立場を考慮すると、指定管理期間を超えた長期間の計画を立てることが望ましい。例えば、住生活基本計画のよう、10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うことが考えられる。	措置済	令和4年度	既にグランドデザインとして新・岐阜県都市公園活性化基本戦略があり、引き続き、検証、改訂、強化に取り組んでいく。なお、施設管理計画として計画期間10年の長寿命化修繕計画があり、評価、改訂をしていくこととしている。	都市公園課
554	意見	第5 地域産業課、法務・情報公開課・観光資源活用課、航空宇宙産業課、地域スポーツ課	3 迷惑行為者に対する対応	土岐市の裁判例を考慮すると、全施設において、入館禁止、入園禁止についても、条例上、規定することが望ましい。条例上、入館禁止等とする場合を定めることで、施設にとっては入館禁止等の根拠が明確となる。他方、要件(場合)を定めることにより、入館禁止等が過度に広範囲となることを防ぐことにもなるため、利用者にとって、施設を利用する権利を過度に制約することにはならないと考える。	今後対応 措置済 今後対応 措置済	令和4年度	現状及び必要性を検討のうえ対応する。 岐阜閣ヶ原古戦場記念館においては、危機管理部が作成した「外部からの不法・不当な働きかけへの対応方針」に基づいて対応している。今後、必要に応じて検討をする。 施設運営の現状を踏まえ、必要性を検討する。 本来多くの県民の皆様にご利用いただく公の施設であり、今後、議論が進む中で県全体の方針として対応を検討すべき案件である。施設としては引き続き適切な管理運営に努める。	地域産業課 観光資源活用課 航空宇宙産業課 地域スポーツ課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
554	意見	第5 地域産業課、法務・情報公開課・観光資源活用課、航空宇宙産業課、地域スポーツ課	3 迷惑行為者に対する対応	退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。岐阜市では、岐阜県警から講師を招いて、実地訓練を行っている。	措置済 措置済 措置済 措置済	令和4年度 令和4年度 令和5年度 令和5年度	公益財団法人セラミックパーク美濃危機管理規程において、危機事案への対応を記載しており、今後も規定の適切な運用に努める。 岐阜関ヶ原古戦場記念館においては、危機管理部が作成した「外部からの不法・不当な働きかけへの対応方針」に基づいて対応している。今後、不当要求防止責任者による指導のもと、館内職員、スタッフの実地訓練を行う。 現行の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第9条に博物館利用者の遵守義務を規定しており、違反した者に退去を命ずることができるが、平成29年のリニューアルオープン以降、当該条例に基づき退去を命じた事例がないことから、ただちに条例上、入館禁止を規定する必要まではないと判断する。今後も入館禁止条項の必要性には留意しつつ、現行条例に基づいて施設運営を行うこととする。 現行の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第9条に博物館利用者の遵守義務を規定しており、違反した者に退去を命ずることができるが、平成29年のリニューアルオープン以降、当該条例に基づき退去を命じた事例がないことから、ただちに条例上、入館禁止を規定する必要まではないと判断する。今後も入館禁止条項の必要性には留意しつつ、現行条例に基づいて施設運営を行うこととする。	地域産業課 観光資源活用課 航空宇宙産業課 地域スポーツ課
571	意見	第5 地域産業課、法務・情報公開課・観光資源活用課、航空宇宙産業課、地域スポーツ課	4 各施設の収支分析	今後、文化施設及び都市公園の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各文化施設の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	措置済 措置済 措置済 措置済 措置済	令和5年度 令和5年度 令和4年度 令和4年度 令和4年度	現行の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第9条に博物館利用者の遵守義務を規定しており、違反した者に退去を命ずることができるが、平成29年のリニューアルオープン以降、当該条例に基づき退去を命じた事例がないことから、ただちに条例上、入館禁止を規定する必要まではないと判断する。今後も入館禁止条項の必要性には留意しつつ、現行条例に基づいて施設運営を行うこととする。 現行の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第9条に博物館利用者の遵守義務を規定しており、違反した者に退去を命ずることができるが、平成29年のリニューアルオープン以降、当該条例に基づき退去を命じた事例がないことから、ただちに条例上、入館禁止を規定する必要まではないと判断する。今後も入館禁止条項の必要性には留意しつつ、現行条例に基づいて施設運営を行うこととする。 損益採算性において入館者による入館料は重要な収入源であることから入館者を毎日把握するとともに、詳細な分析を加えた月次報告書を指定管理者から毎月提出させ、状況を把握している。 今後、施設の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たっては、ご指摘どおり採算性、利用者数等を十分考慮し対応する。	地域産業課 観光資源活用課 航空宇宙産業課 地域スポーツ課 法務・情報公開課
572	意見	第6 管財課	3 遺失物の管理	遺失物取扱要領に基づく運用がなされるように、遺失物取扱要領について、研修等で周知することが望ましい。	措置済	令和4年度	令和4年4月に行った担当者説明会にて各施設所管課に周知。説明会資料に今後記載する。	管財課
572	意見	第6 管財課	4 借地(駐車場等)と購入	当初は、長期間の土地利用を想定していないことから、借地が経済的に合理的であるとしても、長期の土地利用が必要となることがある。そのため、定期的に借地の購入を検討する仕組みを設けることが望ましい。例えば、説明会などにおいて、注意喚起をすることなどが考えられる。	措置済	令和6年度	岐阜県公有財産関係条例規集の「公有財産事務の概要」の中に、借受財産の買入れ検討に関する項目を盛り込んだ。	管財課
573	意見	第6 管財課	5 行政財産の目的外使用許可	行政財産の目的内使用か目的外使用かの判断は、各担当課にゆだねられており、統一的な運用が保ちにくい状態である。 ①岐阜県指定管理者運用ガイドラインや、②「岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領」の「3 許可の扱いとしないもの(許可の対象外)」において、行政財産の目的外使用許可を要しない事例についての例示や考え方の記載を充実させるなどして、基準を示すことが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領の中に、許可を要しない事例を追加した。	管財課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
573	意見	第6 管財課	5 行政財産の目的外使用許可	行政財産の目的外使用許可をした案件について、転貸されているかどうかの判断は、基準がなく、各担当課にゆだねられており、統一的な運用が保ちにくい状態である。 ①岐阜県指定管理者運用ガイドラインや、②「岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領」の「3 許可の扱いとしないもの(許可の対象外)」において、行政財産の目的外使用許可の転貸についての例示や考え方の記載を充実させるなどして、基準を示すことが望ましい。	今後対応		今後担当課から相談のあった事例のうち汎用性の高いものについては、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領の3に追加することとする。	管財課
574	意見	第6 管財課	5 行政財産の目的外使用許可	文化施設等のサポーターによる部屋の使用状況、サポーターの独立性(団体性)などの要素から、行政財産の目的外使用許可の必要性、許可の可否を判断することになる。 ①岐阜県指定管理者運用ガイドラインや、②「岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領」の「3 許可の扱いとしないもの(許可の対象外)」において、行政財産の目的外使用許可手続の必要性等について、例示や考え方の記載を充実させるなどして、基準を示すことが望ましい。	措置済	令和4年度	サポーターなどのボランティアと県との関係は、準委任契約の関係にあると考えられ、岐阜県行政財産目的外使用許可事務処理要領の第2・3③に該当するため、要領の改正は不要である。	管財課
574	意見	第6 管財課	6 特定者指名	特定の団体を指定管理者として選定することについて合理的な理由が認められる場合には、公募によることなく、「特定者指名」によるとしているが、その具体例については、採点などで考慮する方法も考えられ、特定者指名に限定する必要はない。公募の原則を考慮すると、特定者指名による方法だけでなく、採点で考慮する方法を示すことが望ましい。	措置済	令和4年度	指定管理者の募集は、公募によることを基本としており、特定の団体を指定管理者として選定することに合理的な理由が認められる場合には特定者指名によることとしている。 「特定者指名とすることの妥当性、審査の要否」については、指定管理者制度等運用委員会において外部有識者により審査しており、引き続き、適正な手続きにより候補者の選定を行っていく。	管財課
576	意見	第6 管財課	7 指定管理期間	「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン」(平成26年4月1日 国土交通省)の67頁では、「一般的には、指定管理期間は3~5年程度に設定される場合が多いが、指定管理者による公園施設への投資を促す観点から、投資回収可能性を考慮して指定管理期間を検討・設定することが望ましい。」と述べられている。 大牟田市のように、「指定期間は5年間だが、期間満了の1年半前の時点で業務の継続が適当と認められる場合は、議会の議決を経て、更に5年間の更新を可能」とする制度を、選択肢の一つとして、指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。	措置済	令和4年度	ご意見の趣旨の前提が「指定管理期間が3~5年程度に設定される場合」であることを考慮すると、本県では、投資意欲を引き出すために「7~10年」を指定管理期間としている公園もあることから、新たに選択肢を追記するまでもなく、現行制度において十分に対応可能である。	管財課
576	意見	第6 管財課	8 再委託の管理	指定管理者が指定管理業務を再委託することを予定している場合には、再委託先の監督も県ができるように、再委託内容等の事項について指定管理者に書面にて申出をさせるよう、ガイドラインやマニュアルを改訂することが望ましい。 また、応募の際に、評価の対象とすることが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けで指定管理者制度事務関係取扱要領を改正して対応済み。	管財課
577	意見	第6 管財課	8 再委託の管理	再委託の承認に際しては、再委託契約書、再々委託契約書等の提出や、県の調査が再委託先、再々委託先等にも及ぶことなどを条件として、再委託の承認の是非を検討するよう、指定管理者制度運用ガイドライン等に記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けで指定管理者制度事務関係取扱要領を改正して対応済み。	管財課
578	意見	第6 管財課	9 指定管理料の増額(コロナ補填)	コロナ禍の対応であり、前例がないことから、赤字か黒字という単純な基準により指定管理料を補填するかどうか判断するのはやむを得ない面はある。 しかし、今回の指定管理料の増額等で一定の実績やデータが集まっていることから、今後、公平性や説明責任をより果たすためにも、指定管理料を補填する根拠及び基準について、目安や例示を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けでガイドラインを改正して対応済み。	管財課
578	意見	第6 管財課	10 剰余金の使途	「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン」(平成26年4月1日 国土交通省)の37頁によると、超過収益の一部をサービスに還元する方法が紹介されている。 民間事業者の事業意欲の向上と施設の公共性の確保とのバランスを取る上で、指定管理者募集時に剰余金が発生した場合の還元方策について提案してもらい、評価ポイントとすることなどを検討することが望ましい。	措置済	令和4年度	指定管理者募集時に申請者から提出させる別記第4号様式における収支計画において、自主事業に係る収入及び支出については、収支計画に含めないと原則としているが、自主事業収入の還元方法を評価したい施設所管課においては、収支計画に自主事業に係る収入及び支出を計上させた上で、自主事業収入の額と自主事業支出の額を一致させることも可としており、自主事業収人の使い道を提案内容として評価可能となっている。 現状において、施設所管課が望めば評価項目としていることも可能となっている。	管財課
579	意見	第6 管財課	11 基本協定書の別表の改訂	指定管理期間中、基本協定書記載の備品等や自主事業等に変動が生じた場合の取扱いについて、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けで指定管理者制度事務関係取扱要領を改正して対応済み。	管財課
579	意見	第6 管財課	12 指定管理者評価	指定管理者評価員から具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況について、現地調査を行うよう、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けでガイドラインを改正して対応済み。	管財課
579	意見	第6 管財課	12 指定管理者評価	コロナ禍のため、書面開催となっている施設の評価員会議が複数あった。しかし、大事な会議であることから、ZOOM等により、テレビ会議方式で、開催することが望ましい。そのため、マニュアル等について、テレビ会議方式による会議の開催方法を記載することが望ましい。	措置済	令和4年度	令和4年4月に行った担当者説明会にて各施設所管課に周知。今後、説明会資料にも記載する。	管財課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
580	意見	第6 管財課	12 指定管理者評価	複数施設を一括して指定管理者が受託する場合は、総合評価として、1つの事業評価調書や1つの指定管理者評価にまとめることについて理解はできる。 しかし、施設ごとの状況も分かるようにするために、施設ごとの評価も記載するよう、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。	措置済	令和4年度	指定管理者に複数施設を一括して管理させるにあたっては、施設所管課において、施設を一体的・総合的に活用することで得られる効果(施設間の事業連携、効率的な施設貸出、スケールメリットを活かした管理面・資金面での柔軟な運営等)から、一括管理の方が施設相互の効用を最大限発揮できると整理した上で、県内部及び県指定管理者制度等運用委員会に諮り、指定管理者の指定を行っている。そのため、指定管理者の評価に当たっては、一括管理している施設を一体的・総合的に評価することが望ましく、施設ごとに評価を行うことは一括管理の趣旨にそぐわないと考えることから、ガイドラインへの記載は行わない。施設ごとで評価できるもの(利用者数等)については、指定管理者評価結果票以外の形で示すことができるよう検討する。	管財課
580	指摘	第6 管財課	12 指定管理者評価	令和2年度分の指定管理者評価結果を、速やかに、ホームページに掲載すべきである。	措置済	令和4年度	指摘後すみやかにホームページを更新した。	管財課
580	意見	第6 管財課	13 自主事業	監査人は、自主事業と呼ばれる事業について、管理行為に属する事業から明確に外すのであれば、利用者としての施設使用許可、行政財産の目的外使用許可、都市公園法上の許可(設置許可、占有許可等)などを得る必要があるのではないかと考えているが、明確な公的見解はない。 今後、自主事業と呼ばれる事業について、管理行為に属する事業から明確に外すのであれば、利用者としての施設使用許可、行政財産の目的外使用許可、都市公園法上の許可(設置許可、占有許可等)を必要とするかどうか、検討することが望ましい。検討の結果、不要とするのであれば、その理由を整理しておくことが望ましい。	措置済	令和6年度	自主事業については、指定管理者制度事務関係取扱要領P5において以前から整理済みであったが、ガイドラインについても令和6年4月1日で改正し、取扱要領と同様の内容をP11に記載した。	管財課
582	意見	第6 管財課	13 自主事業	募集要項において、成功している自主事業を、自主事業の一例として記載する方法を指定管理者制度運用ガイドライン等に記載して、紹介することが望ましい。 また、自主事業を指定管理業務(利用料金制度)とすることを選択肢の一つとして、指定管理者制度運用ガイドライン等に記載して、紹介することが望ましい。	措置済	令和4年度	前段について、「自主事業」とは指定管理者が自ら企画提案して自らの責任と費用で実施する事業であることから、ガイドラインに掲載するとなると、申請者全てが記載例を採用して独自性がなくなり、競争性がなくなることで適切な評価ができない恐れがあるため、ガイドラインへの記載は行わない。 後段については、指定管理者が創意工夫して独自性を出しつつ自主事業を提案し実施したものを、県が指定管理業務として取り入れてしまうと、指定管理者としては、県にアイディアを取られる形となることで応募する意欲を削ぐことになってしまい、指定管理者制度の趣旨を生かせないと考えることから、こちらもガイドラインへの記載は行わない。	管財課
583	意見	第7 出納管理課	3 釣銭用現金	コピー代金等の少ない収入しかない現地機関において、つり銭への対応を職員が迫られないよう、つり銭資金の交付につき、大垣市会計規則等を参考にして、会計規則に規定するのが望ましい。	措置済	令和5年度	他の自治体のつり銭資金の取扱いや会計規則の規定の状況を踏まえ、岐阜県つり銭資金取扱要綱を令和5年4月1日付けで制定。	出納管理課
583	意見	第7 出納管理課	4 寄附採納	寄附採納手続そのものを執ること、維持費の見込額の記載を漏らさないことについて、定期的に、研修等で、各課に対して、注意を促すことが望ましい。	措置済	令和4年度	令和4年度会計事務職員を対象とした研修においてテキストに掲載、注意喚起を行った。	出納管理課
584	意見	第7 出納管理課	5 現物実査	サンプリングによる実査やケースの件数管理による実査等は、全物品実査という現物実査(会計事務の取扱い)の例外である。例外を「安易」に「承認」しないためにも、現物実査について特例承認をする際には、現物が確認できない場合、件数が合わない場合などの対応規定等を設けるよう、助言することが望ましい。	措置済	令和4年度	R4.7において、出納管理課と協議した上で、歴史資料館が対応規定(改正歴史資料館購入資料等管理取扱要領)を設定した。	出納管理課
584	意見	第7 出納管理課	5 現物実査	現物実査が毎年実施されるものであること、多数の職員が相当日数をかけている現状からすれば、長期的視点から現物実査の合理化を図ることが望ましい。例えば、バーコード方式であれば、多額の初期費用を要するものの、将来的にわたる人的コストを考慮すれば、コストダウンも見込むことができると思われるため、検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年6月から機械的手法による検査としてQRコードを用いた現物実査の導入を開始した。 QRコードを印字した物品整理票を各所属に配布し、QRコードリーダーで読み取ることで、物品の有無について自動的に突合される仕組みを構築した。	出納管理課
585	意見	第7 出納管理課	6 債権管理(損害賠償請求権)	損害賠償請求権も、債権であることから、調定(地方自治法第154条)するとともに、督促(地方自治法施行令第171条)、訴訟等の法的措置(同法施行令第171条の2)、徴収停止(同法施行令第171条の5)など、地方自治法、同法施行令に沿った債権管理ができるよう、定期的に、研修することが望ましい。 令和2年度において、私債権の管理に関する条例が制定され、会計規則も一部改訂されていることから、合わせて、研修することが望ましい。	措置済	令和4年度	令和4年度会計事務職員を対象とした研修においてテキストに掲載、注意喚起を行った。	出納管理課